

令和8年2月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和8年3月6日・9日

場 所 第2委員会室

令和8年3月6日(金曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第45号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)

○議案第46号 令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)

○議案第47号 令和7年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)

○議案第64号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議案第66号 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議案第79号 工事請負契約の変更について

○議案第80号 工事請負契約の変更について

○報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

[令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)]

○その他報告事項

- ・宮崎県総合計画「長期ビジョン」の見直し素案について
- ・令和5年度宮崎県県民経済計算について
- ・バス無料デーの実施結果について
- ・宮崎県過疎地域持続的発展計画の改定について
- ・令和7年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査について
- ・令和7年度第2回県立病院事業点検プロジェクトチーム報告について
- ・沖縄県先島諸島からの住民避難に係る「受

入れ基本要領」の策定について

- ・宮崎県国民保護計画の変更について
- ・南海トラフ巨大地震等に係る被害想定について
- ・「第3期宮崎県地震・津波減災計画」(新・宮崎県地震減災計画)について
- ・県主要施設のスケジュールについて

出席委員(7人)

委員 長	佐藤 雅洋
副委員 長	齊藤 了介
委員	外山 衛
委員	山内 いっとく
委員	河野 通博
委員	今村 光雄
委員	松本 哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	田中 克尚
危機管理統括監	津田 君彦
総務部次長 (総務・市町村担当)	那須 隆輝
総務部次長 (財務担当)	児玉 洋一
危機管理局長 兼危機管理課長	中尾 慶一郎
総務課長	福島 久大
部参事兼人事課長	伊東 浩
行政改革推進室長	宮崎 智美
財政課長	池田 幸優
財産総合管理課長	廣池 修次
営繕課長	下温湯 盛久
設備室長	原田 徹

令和8年3月6日(金)

税務課長	鎌田 正	競技力向上推進課長	横山 美和
市町村課長	池北 斉		
総務事務センター課長	後藤 道洋	会計管理局	
消防保安課長	羽田 貴一	会計管理者兼 会計管理局長	平山 文春
総合政策部		会計管理局次長	坂下 利雄
総合政策部長	川北 正文	会計課長	中原 洋一
政策調整監	大東 収	物品管理調達課長	山台 直子
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	佐野 晃浩	人事委員会事務局	
総合政策部次長 (県民生活担当)	長友 修一	事務局長	日高 正勝
部参事兼総合政策課長	中村 智洋	総務課長	寺原 佳史
広域連携課長	酒匂 晋也	職員課長	児玉 憲彦
秘書広報課長	佐藤 純一郎	監査事務局	
広報戦略室長	小山 圭一	事務局長	坂元 修一
統計調査課長	芝吹 政明	監査第一課長	林 玲子
総合交通課長	松田 隆	監査第二課長	下村 昌彦
中山間・地域政策課長	濱川 哲一	議会事務局	
産業政策課長	川崎 智子	事務局長	川畑 敏彦
デジタル推進課長	福崎 寿	事務局次長	久保 範通
生活・協働・ 男女参画課長	森山 紀子	総務課長	徳松 一豊
交通・地域安全対策監	坂元 敏彦	議事課長	菊池 博
みやざき文化振興課長	松元 弘樹	政策調査課長	西久保 耕史
人権同和対策課長	大迫 義彦		
女性活躍推進室長	前田 直彦		
宮崎国スポ・障スポ局		事務局職員出席者	
宮崎国スポ・障スポ局長	山下 栄次	議事課主査	岩下 恵美
宮崎国スポ・障スポ局次長 (総括)兼総務企画課長	長倉 正朋	政策調査課主査	藤原 諒也
宮崎国スポ・障スポ局次長 (競技担当)	若林 繁幸		
競技・式典課長	橋倉 篤寿		
施設調整課長	財部 孝志		
障スポ大会課長	駒路 美保		

○佐藤委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。お手元に配付いたしました委員席案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の日程についてですが、日程案につきましては、御覧のとおりとしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第64号「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

タブレットの委員協議フォルダ内にある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会に意見を求めた回答であります。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時2分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○川北総合政策部長 初めに、お礼を申し上げます。

昨年12月19日、延岡市において開催しましたみやざきの新幹線を考えるシンポジウムin延岡には、松本委員をはじめ県議会議員の皆様にご出席を賜りました。

あわせて、1月22日に東京において開催しました基本計画路線全国総決起大会には、外山議長にご出席をいただきますとともに、その後の国土交通省の永井大臣政務官等への要望にも御

参加いただきました。重ねてお礼を申し上げます。

国家プロジェクトであります新幹線の基本計画路線につきましては、長期にわたり動きが停滞している状況ではございますが、各地における機運の醸成とその熱意をアピールすることは、国に対して改めてその必要性を認識していただく契機になったものと考えております。

今後も東九州新幹線の整備実現に向けまして、関係機関と連携し、国に働きかけてまいります。

また、1月29日に開催しました第30回若山牧水賞授賞式におきましては、外山議長をはじめ委員の皆様にご出席いただきました。誠にありがとうございます。

この賞は、平成7年度に創設されまして、今年度で第30回の節目の年を迎えましたが、今後とも全国に誇れる短歌文学賞としてさらなる発展に取り組んでまいります。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部関係の議案につきまして、御説明させていただきます。

総務政策常任委員会資料2ページ目、目次を御覧ください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第45・46号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算案」についてであります。

Ⅱの特別議案につきましては、議案第66号「宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」の1件でございます。

Ⅲのその他報告事項につきましては、宮崎県総合計画「長期ビジョン」の見直し素案について、令和5年度宮崎県県民経済計算について、ほか3件でございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、御

説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

総合政策部の2月補正予算額は、表の左から3列目の補正額にありますとおり、一般会計で15億5,807万1,000円の減額をお願いしております。

これは、主に国庫補助決定等に伴うものや執行残による減額補正、また、国の補正予算等に伴う増額補正となっております。

これによりまして、2月補正後の最終予算額は、表の右から3列目の補正後の額にありますとおり、一般会計で162億8,626万4,000円となります。

次に、開発事業特別資金特別会計でございます。

表の下から2行目にありますとおり、補正額は1,463万1,000円の増額補正をお願いしております。

これは、九州電力からの株式配当の増及び一般会計への繰出額の確定などによるものであります。

その結果、総合政策部の補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額の一番上の行にありますとおり163億2,197万5,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

繰越明許費補正（追加）でございます。表にありますとおり「トラックドライバー確保・定着支援事業」から「私立学校生徒寮食緊急支援事業」までの6事業で合計3億375万2,000円の繰越しをお願いするものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

○佐藤委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中村総合政策課長 総合政策部の繰越明許費補正について御説明いたします。

常任委員会資料4ページを御覧ください。

繰越明許費補正（追加）として、6事業、3億375万2,000円の繰越しをお願いするものであります。

今回追加しております6事業は、いずれも国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策としまして補正予算をお願いしているものでありまして、事業実施期間の関係から、繰越しをお願いするものであります。

繰越しについては、以上であります。

続きまして、当課の補正予算について御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

総合政策課の2月補正額は、この表の一番上、左から3列目、補正額の欄であります。一般会計と特別会計を合わせまして、4,342万8,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目の欄、7億1,798万2,000円となります。

補正額の内訳は、一般会計が5,805万9,000円の減額、特別会計が1,463万1,000円の増額であります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

上から3つ目の（事項）県外事務所費134万3,000円の減額ですが、これは、東京及び福岡事務所の旅費や借上車使用料等の執行残であります。

その下の（事項）県計画総合推進費357万1,000円の増額ですが、これは、宮崎再生基金及

び日本一挑戦プロジェクト推進基金の運用利息が見込みを上回ったことによるものであります。

次に、下の表、特別会計を御覧ください。

開発事業特別資金特別会計であります。

1つ目の(事項)積立金1,498万5,000円の増額ですが、これは、九州電力の株式配当金の増額によるものであります。

○酒匂広域連携課長 広域連携課の補正予算について、御説明いたします。

常任委員会資料7ページを御覧ください。

広域連携課の補正額は、左から3列目、補正額の欄にありますとおり182万8,000円の減額でございます。

補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますとおり7,965万5,000円となります。

では、補正の主な内容について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)広域連携推進費73万円の減額でありますけれども、これは広域連携の推進に要する経費における旅費や負担金等の執行残でございます。

○佐藤秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして、御説明いたします。

常任委員会資料9ページを御覧ください。

秘書広報課の2月補正額は、表の一番上、左から3列目の補正額の欄のとおり、864万7,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の欄、5億7,653万7,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

上から3つ目の(事項)広報活動費289万8,000円の減額であります。

これは、説明欄の1～6にありますように、印刷広報や県ホームページ情報掲載など、各広報媒体における県政広報活動経費の執行残であります。

○芝吹統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして、御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

統計調査課の補正額は、この表の一番上の左から3列目に記載しておりますけれども、3,585万6,000円の減額であります。

これにより、補正後の額は、右から3列目に記載しておりますが、9億2,883万5,000円となります。

補正の主な内容について御説明します。

12ページを御覧ください。

一番下の(事項)国勢調査費1,984万円の減額であります。

これは、人口、世帯数をはじめ、男女別・産業別等の人口の構成や世帯の構成等を明らかにするために、令和7年10月1日を調査期日として実施した国勢調査に要する経費でございますが、国庫委託費の交付決定に伴い減額するものでございます。

○松田総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして、御説明いたします。

委員会資料14ページを御覧ください。

総合交通課の補正額は、左から3列目にありますように、総額で2億1,405万5,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目にありますとおり15億5,557万5,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

まず、上から2行目にあります(事項)広域

交通ネットワーク推進費が9,520万8,000円の増額であります。

主な理由としまして、まず、説明欄の1「トラックドライバー確保・定着支援事業」の4,802万円の増額であります。

この事業は、トラックドライバーの免許取得を支援することなどを目的に、9月補正で措置したものであります。交付事務を行うトラック協会に対しまして、県内の運送事業者から多くの申請や問合せがあるなど、大きなニーズがあると伺っており、今回の補正で事業費を増額し、繰越しの上、令和8年度においても、事業を継続して実施するものであります。

次に、2の新規事業「燃料課税制度変更に伴う交通・物流事業者支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

4の「モーダルシフトによる「物流の2024年問題」対策強化事業」は、1,455万円の減額であります。

減額の主な要因としましては、県内トラック運送事業者のモーダルシフトを推進するための補助金が減額となったものであり、その背景としまして、令和6年度に主要な輸送品目であります農産物の出荷量が気象障害等の影響によって一時的に減少したとの認識の下、令和7年度は令和6年度と同額の予算を準備したところであります。前年度に比べ、輸送量は増加したものの想定した水準までには至らなかったことによるものであります。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費が2億6,120万6,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄1「地方バス路線等運行維持対策事業」の2億3,501万7,000円の減額であります。

主な理由としましては、(3)「宮崎県バスネットワーク最適化支援事業」におきまして、市町村やバス事業者と運行の最適化に向け協議を進めたところ、ルートやダイヤの変更など予算を要しない見直しが多く、結果として、車両購入などに要する費用が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

5の新規事業「UDタクシー普及促進事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、その下の(事項)航空交通ネットワーク推進費が3,700万円の減額であります。

主な理由としましては、ソウル線におきまして、冬季ダイヤにおける増便が遅れたことや、台北線におきまして、旅行形態が個人旅行へとシフトしてきたことに伴い、航空会社による自社販売の割合が増したことから、現地旅行会社への座席買取り支援の所要額が減少したことによるものであります。

次に、その下の(事項)運輸事業振興費が780万1,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄1、運輸事業振興助成交付金におきまして、運輸事業の振興の助成に関する法律に基づいて、一定の計算式によって交付金の額が確定されることとなっております。算定に用いられる係数について国から告示され、確定したことに伴い減額するものであります。

続いて、16ページを御覧ください。

新規事業「燃料課税制度変更に伴う交通・物流事業者支援事業」について御説明いたします。

補正額は6,216万6,000円、財源は国庫の重点交付金です。

事業の目的ですが、原油高対策として実施されてきた国の燃料油激変緩和対策補助金等が、暫定税率の廃止に伴い終了が見込まれることか

ら、燃料費負担が増加するタクシー事業者や海上輸送事業者の負担軽減を図るものであります。事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容ですが、国による支援の終了に伴い、燃料費の増加が見込まれるLPガスや重油を燃料とするタクシー事業者や海上輸送事業者に定額補助を行います。

(3) 成果指標としましては、安定的かつ持続的な本県交通・物流網の維持を目指します。

最後に、事業期間は、令和7年度ですが、事業費を繰越しの上、令和8年度において事業を実施してまいります。

次に、17ページを御覧ください。

新規事業「UDタクシー普及促進事業」について御説明いたします。

予算額は2,787万6,000円、財源は国庫の重点交付金です。

事業の目的ですが、物価高騰の影響を受けるタクシー事業者に対し、燃費性能に優れ燃料費の抑制が期待できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入を支援することにより、事業継続のための負担軽減を図るとともに、国スポ・障スポの本県開催に向け、来県者はもとより地域住民を含め、多くの人にとって利用しやすい移動手段の確保を図るものであります。

事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容ですが、ユニバーサルデザインタクシー1台当たり60万円を上限に、車両購入や改造に係る経費について補助を行うとともに、運転士の研修に要する経費についても補助いたします。

(3) 成果指標としましては、本県におけるユニバーサルデザインタクシーの割合を、令和5年度末の5.5%から、令和8年度末に10.6%まで引き上げることを目指します。

最後に、事業期間は令和7年度ですが、事業費を繰越しの上、令和8年度において事業を実施してまいります。

○濱川中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について、御説明いたします。

資料の18ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目の補正額の欄のとおり2億6,538万円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目のとおり8億488万円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

19ページを御覧ください。

まず、上から2つ目の(事項)中山間地域振興対策費について、4,123万7,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の3「地域運営組織」形成促進事業」で2,936万3,000円の減額であります。

これは、地域課題の解決に持続的に取り組む地域運営組織を形成する上で必要な事務局の拠点整備や、事業開始に必要な設備整備などの初期費用に対して支援を行うものですが、補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

続きまして、5「地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業」で465万9,000円の減額であります。

これは、中山間地域において、住民が主体となった地域課題への取組に係る経費の一部を支援するものですが、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

続きまして、7「中山間地域移動スーパー等導入支援事業」で400万円の減額であります。

これは、移動スーパーの開設など、中山間地域の住民の買物支援に取り組む事業者に対して、

事業の初期費用の一部を支援するものでありますが、補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、(事項)地域活性化促進費について、4,517万円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の3「未来へつながる地域づくり協創支援事業」で4,300万円の減額であります。

これは、市町村が、地域住民またはほかの市町村と連携し、地域活性化に取り組む事業を最長3年間にわたって支援するものですが、令和6年度の採択案件について、事業2年目に当たる今年度の事業費が少額にとどまったことや、今年度の新規申請について、活用意向はあったものの結果的に申請に至らなかったものや、事業規模が縮小したことなどを理由に、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、(事項)移住・定住促進費について、1億7,639万5,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の1「宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業」で1,188万5,000円の減額であります。

これは、移住相談窓口として、宮崎ひなた暮らしUIJターセンセンターを県内外4か所で運営するとともに、都市部での移住相談会の開催や移住・定住に取り組む市町村への支援を行うものですが、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

また、3「わくわくひなた暮らし実現応援事業」で1億6,144万5,000円の減額であります。

この事業は、本県への移住促進並びに担い手の確保のため、一定の要件を満たす県外からの移住者に対して、市町村を通じて支援金を支給するものであります。

令和7年度の当初予算は、近年の支給実績を考慮して積算し、支援金の対象となる多くの方々に支給できるよう計上したのですが、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことにより、執行残となったものであります。

次に、(事項)エネルギー対策推進費で273万6,000円の減額であります。

説明欄の1「水力発電施設周辺地域対策事業」は、水力発電施設の周辺市町村が公共施設整備等に活用できる交付金ですが、国の交付額の決定に伴い減額を行うものであります。

○川崎産業政策課長 産業政策課の補正予算について、御説明いたします。

委員会資料の20ページを御覧ください。

産業政策課の2月補正額は、左から3列目の補正額の欄のとおり、3,748万2,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目になりますが、補正後の予算額は5億7,423万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

21ページを御覧ください。

まず、上から3つ目の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費が1,582万4,000円の増額であります。

主な内容としましては、説明欄の1「みやざき産業人財確保支援基金事業」で1,861万円の増額であります。

この事業は、県内企業に就職した若者の奨学金返還を支援するものでありますが、その財源となるみやざき産業人財確保支援基金に、この事業に対する企業版ふるさと納税による寄附金を積み立てるため増額するものであります。

次に、一番下の(事項)産業デジタル化推進費であります。

主な内容としましては、説明欄の2「産業D Xトータルサポート事業」が5,187万5,000円の減額となっております。

この事業は、県内事業者のD Xに係る相談に対応するとともに、システム導入に要する費用を補助するものでありますが、このうち、国の第2世代交付金を財源としていたシステム導入補助に関して、国の交付金の確定額が当初の見込みを下回ったこと等に伴い減額するものです。

また、その下の3、新規事業「物価高騰対策D X推進事業」が1億円の増額であります、2の「産業D Xトータルサポート事業」の減額との差引きで、本事項は4,812万3,000円の増額となるものであります。

それでは、この新規事業について御説明させていただきますので、22ページを御覧ください。

新規事業「物価高騰対策D X推進事業」であります。

予算額は1億円となっており、全額、国の重点支援地方交付金を活用しております。

事業の目的ですが、物価高騰の影響を受ける県内の中小企業等に対して、デジタルツールやシステムの導入等を支援するものです。

事業の概要ですが、①「デジタルツール導入事業」は、業務の効率化につながるデジタルツール導入等に要する経費を補助するもので、補助率が2分の1、補助上限額が200万円となっており、一般社団法人宮崎県情報産業協会が事務局となります。

②「戦略的D X推進事業」は、企業の課題解決に向けたシステム構築等に要する経費を補助するもので、補助率が2分の1、補助上限額が500万円となっており、県が直接事務局となります。

(3) 成果指標としましては、①の事業では、

業務に係る作業時間等を12.5%以上削減すること、②の事業では、労働生産性を年1%増加させることとしております。

なお、事業期間は令和7年度となっておりますが、事業費の繰越しをお願いしており、令和8年度にかけて支援を行うこととしております。
○福崎デジタル推進課長 デジタル推進課の補正予算について、御説明いたします。

常任委員会資料の23ページを御覧ください。

デジタル推進課の補正予算は、左から3列目の補正額の欄のとおり7,514万円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3列目、16億529万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

24ページを御覧ください。

まず、一番上の(事項)行政管理費383万7,000円の減額であります。

これは、「ICT活用による業務効率化推進事業」において、RPA等ライセンス賃貸借及び保守に係る入札残等による減額であります。

次に、上から3番目の(事項)行政情報処理基盤整備費288万9,000円の減額であります。

これは、職員が使用するパソコンの賃借料の入札残等による減額であります。

次に、その下の(事項)行政情報システム整備運営費1,704万円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄2の県庁LAN運営費1,527万円の減額であります。これは、県の本庁及び出先機関の全てをネットワークでつなぐ通信基盤の運営において、設備更新や改良等に係る入札残や回線の使用料が当初見込みよりも下回ったことによる減額であります。

次に、一番下の(事項)電子県庁プロジェクト事業費3,163万7,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄2の「公的個人認証サービス運営事業」の880万円の減額及び説明欄13の「生成AI活用による業務効率化支援事業」の531万円の減額であります。

これは、オンラインでの行政手続を行う際、本人確認を行うための公的個人認証サービスについて、このシステムを運営します地方公共団体情報システム機構に支払う負担金額が確定したことや、庁内に導入しました生成AIシステムの入札残等による減額であります。

○森山生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について説明いたします。

常任委員会資料の25ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から3列目、補正額の欄のとおり、8,217万1,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目、補正後の額の欄のとおり5億9,102万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

26ページを御覧ください。

下から3つ目の(事項) ボランティア活動促進事業費140万8,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄4の「災害ボランティア支援体制整備事業」91万1,000円の減額であります。これは、主に災害ボランティア支援体制の整備を行う市町村に対する補助金の交付額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

続きまして、下から2つ目の(事項) 消費者支援対策費666万2,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄3の「消費者被害防止・解決支援費」609万3,000円の減額であります。これは、主に消費生活啓発相談員の

人件費等の執行残によるものであります。

続きまして、一番下の(事項) 消費生活センター設置費388万円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の1「消費生活センター運営費」385万4,000円の減額ありますが、これは、主に消費生活センターのテレビ電波受信障害対策等、庁舎管理に要する経費の執行残によるものでございます。

続きまして、27ページを御覧ください。

一番上の(事項) 消費者行政交付金事業費787万1,000円の減額であります。

これは、主に消費者行政活性化に係る市町村補助金交付額の減によるものでございます。

続きまして、一番下の(事項) 男女共同参画推進費7,779万5,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の3「女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業」765万7,000円の減額ですが、地域の女性活躍推進に活用できる国の交付金につきまして、国の交付決定額の減額に伴い、減額を行うものでございます。

また、説明欄の4「女性にやさしい職場づくり応援事業」6,954万8,000円の減額ですが、女性にやさしい職場づくりを行う企業に対する奨励金・補助金の交付額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

○松元みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案につきまして、御説明いたします。

常任委員会資料の28ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から3列目の補正額の欄、総額で8億3,968万2,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目、87億6,904万円となります。

それでは、補正の主な内容につきまして御説

明いたします。

29ページを御覧ください。

まず、左から3列目、上から4段目にあります(事項) 県立芸術劇場費が2,296万9,000円の減額であります。

主な内容としましては、説明欄の1「指定管理料」1,761万7,000円の減額であります。

これは、県立芸術劇場の通常の指定管理料とは別に、令和7年度限りで措置した燃油高騰対策に係る経費につきまして、電気・ガスの単価や使用量が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、その下の(事項) 文化活動促進費1,054万円の減額であります。

主な内容としましては、説明欄の6「「デジタル×伝統」神楽でつなぐ地域活性化事業」731万9,000円の減額です。

こちらは、大阪・関西万博において、合同出展を行いました九州各県との調整の結果、共通ステージでの神楽公演の出演団体が、当初予定していた4団体から1団体となったことや、企画提案競技の結果、神話エリアを神秘的な空間演出とすることとなり、神楽のデジタルコンテンツの展示を当初想定していた複数人が同時視聴できるVR体験装置から、VRゴーグルによる体験としたことなどから、委託料を減額補正したものでございます。

次に、一番下の(事項) 私学振興費8億91万9,000円の減額であります。

主な内容ですが、説明欄1の私立学校振興費補助金につきましては、私立学校に対して経常的経費の一部を補助する事業であります。1億7,307万1,000円の減額に関して、算定の基礎となる生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

説明欄7の私立高等学校等就学支援金の(1) 就学支援金は、私立高等学校等の授業料の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて支援を行う事業であります。2億4,273万7,000円の減額につきましては、申請額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次の(2) 奨学のための給付金は、私立高等学校等の授業料以外の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて支援を行う事業であります。1億1,569万1,000円の減額につきましては、国において、当初予定されていた対象世帯の拡充が一部実施されなかったこと及び申請額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

30ページを御覧ください。

説明欄の9「私立専門学校授業料等減免事業」は、私立専門学校に対し、低所得世帯の生徒を対象とする授業料等の減免に要する費用を補助する事業でございます。2億9,168万9,000円の減額につきましても、申請額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

続きまして、説明欄の10「私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業」1,683万7,000円の増額及び説明欄の11「私立学校生徒寮食緊急支援事業」4,080万円の増額であります。

こちらは、国の重点交付金を活用し、急激な電気・ガス等のエネルギーや食材費の高騰に直面する私立学校及びその設置者に対し、その高騰分を支援することにより、学校経営の安定化や寮食の安定的な提供、保護者負担の軽減を図るものであります。

これら2事業につきましては、先ほど総合政策課長から説明させていただいたとおり、令和8年度へ繰り越して実施することとなります。

○大迫人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について、御説明いたします。

常任委員会資料の31ページを御覧ください。

当課の補正予算につきましては、左から3列目の補正額の欄のとおり、1,473万5,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目、1億1,892万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

まず、表の上から3段目の(事項)人権同和問題啓発活動費441万8,000円の減額であります。

これは、「人権啓発推進強化事業」の国庫委託額の決定に伴う減額によるものです。

次に、表の一番下の(事項)「宮崎県人権施策基本方針」推進事業費324万8,000円の減額であります。

これは、説明欄1の「宮崎県人権啓発センター事業」における各種人権講座の講師謝金や会場使用料等の執行残及び説明欄2の「地域人権啓発活動活性化事業」の国庫委託額の決定に伴う減額によるものです。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○山内委員 資料19ページの「わくわくひなた暮らし実現応援事業」について詳しく教えてほしいんですけども、執行残が1億6,000万円ほどあるわけなんですけど、当初予算を調べてみますと、かなり余っている感じかなと思います。成果指標も書かれていますけれども、それに対して令和7年度はどれくらいできたのか教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 この「わくわくひなた暮らし実現応援事業」につきましては、移住される方に移住支援金を交付するものでございます。現在のところ、市町村として申請をいただきまして、今、交付決定をしている状況

になっておりますけれども、今回の補正につきましては、県の補助金が218件分、それから国の制度によるものが74件、それから若者UIJターンのものが60件ということで、合わせて352件の支給ができるというような補正後の予算内容となっております。

○山内委員 既に資料を閉じてしまったのですが、令和5年度が248件とか、それを基に令和7年度から令和9年度で1,464件という形で成果指標を出していたと思うんですけども、今の数を聞くと、なかなか達成が厳しい状況じゃないかなと思います。年度当初も言ったんですけども、今、もう下降トレンドに入っていて、特にUIJターンの促進でいけば、もうかなりの額が残ってしまっているという現状があるのかなと思うんですけども、今年度1年終わったところで、あと2年間この事業としてあるわけなので、それに向けて何か対策を考えているのか教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 この制度は、移住を検討される方にとって非常に強い後押しとなる有効な事業だと考えておりますので、対象となる方に行き渡るように制度周知を図る、徹底していくということが一つかと思います。

移住相談窓口等において、こういう支援金がありますよというような御紹介をしたりして活用を促していくんですけど、一つには、国の制度分があったり県の制度分があったり、あるいは今年度の若者の支援するものがあったりというように制度が複雑化しておりますので、移住相談窓口でお話を聞いた上で、あなたについてはこの支援金の対象になりますよという運営のところを丁寧に説明して、サポートをしたり、またこれは当初の委員会でも、来年度の新規事業ということで御説明させていただきまして

も、デジタルの力も活用しながら、移住相談窓口に来なくても、例えばLINEのチャットボットのような形で、AIで相談に応じられるようなことをして、さらに対象を広く相談の内容を拾っていく形で、丁寧に対応していくというようなことを通じて、移住世帯の支援金の活用と移住世帯の増加につなげていきたいと思っております。

○山内委員 当初予算に反映されるということですので、またそれはそれで。今回、執行残が非常に多いので、成果をしっかりと出すためにも、今年度を踏まえて、来年度生かしてもらえればと思います。

○今村委員 資料16ページの暫定税率廃止に伴う補助に関してなんですが、タクシー、フェリーと書いているんですけども、ほかの交通機関は大丈夫なんでしょうか。

○松田総合交通課長 ほかの交通機関という点でいきますと、今回のこの事業につきましては、重油とLPガスという燃料油の種類に着目した事業となっております。このほか、ガソリンや軽油といった燃料油がございますけれども、ガソリン・軽油につきましては、国のほうで暫定税率の廃止ということで、これまで補助金があった分に相当する分の実質的な引下げが行われております。

そういったことを踏まえまして、対象とならない重油、LPガスにつきましては、激変緩和という形で今回事業を組ませていただいたところでございます。

その対象が主にフェリー、RORO船、タクシーということでございます。

○今村委員 あと、令和8年度ということ考えているということだったんですけども、それ以降に関してはどのような考えがあるかお聞

かしてください。

○松田総合交通課長 基本的にはこれは令和8年度までの事業ということで考えております。それ以降につきましては、この状況が恒常化、常態化していくことになると思いますので、そこに事業者の方にもいち早く慣れていただくという形で、1年間通してそれに見合った形でのいろんな適応策を考えていただくという期間だというふうに考えております。

ただ、国際情勢の影響で燃料の関係が非常に流動的になっております。このあたりについては、仮に国のいろんな支援策等が出てきた場合については、また対応を考えてまいりたいと思っております。

○今村委員 あと、資料17ページのUDタクシーの件で教えてください。まず、これは何台分ほど考えているのか分かりましたら教えてください。

○松田総合交通課長 この予算の積算に当たっての台数ですけども、46台を想定しております。

○今村委員 UDタクシーが46台で、既存のものも含めて、障スポ等の来県の対応は賄えるという考えでよろしかったんでしょうか。

○松田総合交通課長 需要に対して賄えるかどうかというところもあるのですが、これにつきましては、基本的にどのくらいが適切な台数なのかというのは、なかなか見通しがつかないところでございます。

他方で、九州全体を見ますと、このUDタクシーの導入率が大体12.2%となっております、本県は、その点でいきますと、なかなか現状はそこまで至っていないというところでございますので、令和9年度の国スポ開催時にこの12.2%に持っていくためには、令和8年度事業

において目標の10.6%まで上げていく必要があります。それに見合う分の台数と、現在の導入台数、見込み分まで含めてありますが、その差額を引くと大体46台になるということで、九州平均まで持っていくまでのステップとして、この台数を考えているところでございます。

○今村委員 令和8年度以降、最終的にはやはり12.2%を超えていくのでしょうか。あと、これは県内全域にそれぞれ配備できるのか教えてください。

○松田総合交通課長 まず、事業後なんですけれども、これを一つの呼び水としまして、利用者の方、また事業者の方にこのUDタクシーの有用性というのを御理解いただくとともに、利用者の方におかれましても、こういった移動手段によって、これまで移動できなかったところが移動できる、あるいは車椅子の方等を中心に、利用をちゅうちょされる方の利用につながってくれば、さらなる導入につながっていくのかなというふうに考えております。

県内全域の配備になるかについては、それぞれ、これは全額補助ではないため、各事業者の方の導入のお考え方ですとか、あるいは車両の更新時期等のタイミングもあるかと思っております。その意味では、こういったエリアになるかについて、まだちょっと現時点でははっきりしたことは分かりませんが、いずれにしても、各地でこういったタクシーの利用が広がるように、しっかり啓発、PRに努めてまいりたいと思っております。

○河野委員 資料19ページの(事項)中山間地域振興対策費の3「地域運営組織」形成促進事業について教えてください。

執行残が3,000万円近くあって、説明の中では、申請がそもそも少なかったということなんです

けれども、この地域運営組織というのが具体的にどんなものがあるか教えてください。また、申請が少なくなった理由をもう少し教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 まず、地域運営組織がどんなものかということですが、地域運営組織については、地域住民が組織構成の中心になっているであるとか、自治体やPTA、社協など、地域で活動する様々な主体が参画するとか、複数集落によって構成されている、それから、その団体の本来の活動に加えて地域の課題解決につながるような活動、例えば買物支援であるとか、そういった活動をしているというものを地域運営組織として定義しております。県内にその定義を満たすものが11あると思います。

河野議員の地元の串間市にも、5つあるというような認識を持っております。

それから、この事業の内容については、地域運営組織の形成を促進するために、県内3つのモデル地域を選定しまして、3年間にわたって地域運営組織として、地域運営組織ができる、確立する、動き出していくためのサポートを伴走支援していくというものが一つの柱でございます。

その3つのモデル地区が、一つが小林市の細野地区と、もう一つが串間市の大東地区、もう一つが椎葉村でございます。この3地区を令和5年度から今年度にわたって3年間サポートしてまいりました。

この3つの地域運営組織はそれぞれスタート地点は違います。ただ、今の時点では、もう地域運営組織ができましたというところまで完全に至っていない地域はあるんですけれども、ある程度の方角性、地域運営組織を立ち上げてい

こうという確かな道筋を描くところまではたどり着くことができたと考えています。

この事業のもう一つのメニューが、今、申し上げました3つのモデル地域に対しては、地域運営組織の活動拠点となるような事務所であったりとか、そういったものを整備するための費用を補助しましょうというようなメニュー、補助金も用意しております。先ほど申しました地域運営組織の確立が、できたというところまでは完全には至っていないために、まだ事務所、活動拠点等の設置まで至らないモデル地区があり、この補助金の活用にも至らなかったというところが、この執行残の主な理由でございます。

なお、この3つのモデル地域のうち、小林市につきましては、高齢者の食事の支援や地域の買物の支援のために、地元で食品の加工場と商店を開設するというようなものに取り組みまして、それに対しては補助金を交付しております。

○河野委員 今後、この申請がもっと増える可能性もあるということ、これからその申請に至れる段階に次に上がっていくということですか。

○濱川中山間・地域政策課長 この補助金については、もう今年度で終了となります。まだ地域運営組織が立ち上がったというところまで至っていない地域については、来年度以降も引き続き、設立に向けた取組が行われますので、県もそこは伴走支援していきますけれども、そういった事務所設置のメニューは、県の事業の補助金としてはもう来年度以降の準備はございません。その点については、ほかの活用できる補助金等を探して、そのあたりには我々もこういうものがあるんじゃないですかというところをサポートしていきたいと思っています。活用で

きるものは活用して、そういった整備につなげていただくということを考えております。

○河野委員 買物支援であったり、地域のこういう組織というのはこれからも多分重要になってくると思いますので、いろいろと予算等もお願いしたいと思います。

○松本委員 資料26ページの下から2段目、消費者支援対策費の3番の消費者被害防止・解決支援費について詳しく御説明をお願いします。

○森山生活・協働・男女参画課長 消費者被害防止・解決支援費ですけれども、県内の消費生活センターに配置しております消費生活相談員、会計年度任用職員15名の人件費が主な予算の内容になっておりますが、今年度、年度間で新旧の入れ替わり等がございまして、欠員になっている時期がございまして、その人件費分の減額を今回お願いしているものであります。

○松本委員 分かりました。

その間の対応も問題なかったということで捉えてよろしいでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 それぞれの3センターでうまく相談対応等を回しながら対応しておりますので、今のところ欠員に対する大きな問題というものは起きておりません。

○松本委員 同じく、資料27ページの男女共同参画推進費なんですけれども、4番の「女性にやさしい職場づくり応援事業」は、額もかなり大きくて、先ほど少し見込みが下回ったということで説明があったかと思いますが、この点について詳しく御説明をお願いします。

○前田女性活躍推進室長 この「女性にやさしい職場づくり応援事業」ですけれども、まず、事業の中身について御説明しますと、この事業は、企業が女性の活躍、あるいは、文字どおり女性が働きやすいような職場づくりの取組につ

いて支援するものでございます。

中身について、大きく3つありまして、1つ目は、女性の活躍の取組がある程度進んでいる企業、国の「えるぼし認定」という認定があるんですが、これを新たに受ける、もしくはランクアップするような場合に100万円を支給するもの。2つ目が、そこまではいかないんですけども、ソフトの取組で、例えば女性を積極的に採用しましょうとか、あるいはスキルアップを支援しましょうとか、そういった企業に対して最大100万円を支給する。3つ目がハード整備なんですけれども、例えばトイレや更衣室のような、女性が使いやすい、働きやすくするための設備を整備するような場合に最大60万円を補助するというものでございます。

こちらについて、それぞれ予算を組む段階である程度の見込みを立ててはいたんですけども、初年度ということもありまして、まだまだ私ども業界団体等を通じて周知広報等に努めたつもりではあります、質、量ともに十分ではなかったのかなというふうに反省をしているところです。

具体的には大きく2つあるかと思っております、一つは、事業者のほうが必要性は分かっているんですけども、自分のところの問題としてなかなか受け止めていただけなかったのかなというところ、もう一つは、具体的にどういう取組をすればよかったのかというところがなかなか伝わりにくい。直接事業者にお電話したりしてお話を伺ったりもしたんですけども、なかなかそこまで踏み込んでもらえない事例がございました。

ということで、来年度につきましては、引き続きお電話なり、あるいは直接訪問なりをして御説明したいと思っておりますけれども、日頃

からお付き合いのある、例えば商工会の経営指導員の方や社労士の方に御協力をお願いしまして、経営の見直しの中で、何とかアドバイスをしていただけないかというようなことを考えております。

また、先ほど言いましたように、なかなか具体的な例としてイメージできないというお話もありますので、より分かりやすい事例集のような簡単なパンフレットを作って御説明したりできないかなと考えているところです。

○松本委員 また、引き続き取り組んでいただきたいと思えます。今回、減額になったことなどを踏まえていただき、今後の取組をまた期待したいと思えます。

○今村委員 資料22ページの「物価高騰対策DX推進事業」の中で、半分は自己負担が出てくると思うんですけども、できるだけ中小企業の手出しを抑えていきたいとは思っているんですが、下限の設定はどういった理由でされているのかをお聞かせいただければと思えます。

○川崎産業政策課長 下限額につきましては、例えば、業務効率化の場合ですと50万円ということで設定しているんですけども、ある程度の金額でしっかりとDXを進めるということで、業務効率化であったり、生産性向上につながるというところを踏まえた上で、やはりある程度の金額設定は必要と整理しているところでございます。

○今村委員 分かりました。質を保つためということで認識しました。

であれば、その種類とか、ある程度こういうものがありますよというのを示すものもあるのでしょうか。

○川崎産業政策課長 例えば、1番の「デジタルツール導入事業」であれば、県で設置してい

ますDXサポートセンターがございます。そちらの相談機能を活用しまして、具体的にどういふことをやりたいですかと企業の方にそれぞれ聞き取りながら、アドバイスをする体制はつくっているところでございます。

○松本委員 資料12ページの国勢調査についてです。集計等は進んできていると思いますが、記憶の中では速報などがそろそろ出るという認識をしておりましたけれども、この調査の今後のいろんな速報値であるとか、そういった今の段階で把握できているものがあつたらお示しいただけないでしょうか。

○芝吹統計調査課長 国勢調査についてでございますけれども、実際10月にやるんですが、国への調査票等の発送が終わったのが2月の上旬になります。それは、その間、調査票の中身の点検、不備があつたり空白の欄があつたりするので、その点検とかをやって国に出して、今、国で集計作業等をやっている段階でございます。

その後、5月に人口に関しての速報値の公表がありますので、まずはその5月というところが最初の公表になるかと思えます。

○松本委員 あとはまた、決算とかそんなところでまたお尋ねします。

○齊藤副委員長 資料17ページのUDタクシーのところを教えてくださいんですけども、話を聞きながら、高齢化社会にも適したタクシーなのかなと思ひながら聞かせていただきました。お伺いしたいのが、これは燃費性能に優れ、燃料費の抑制が期待できると書かれているんですけども、乗車料金は従来のタクシーと比較して安く設定はされてないんですね。

○松田総合交通課長 タクシー料金につきましては、通常のタクシー料金と同様と理解しております。

○齊藤副委員長 従来のタクシーと比べて1台当たりの価格が高いのか安いのかを教えてください。

それと、下にユニバーサルドライバー研修と書かれていまして、福祉タクシーというのがあるんですけども、福祉タクシーとユニバーサルドライバー研修について教えてください。

○松田総合交通課長 まず、1点目の車両価格でございますけれども、今、ちょうどモデルチェンジの時期に入っております。令和8年4月以降のモデルチェンジ後、値上げがあつたと仮定した場合なんですけども、1台*420万円ほどかかるというふう聞いております。これに、さらに一定の改造費用等が必要になってくると考えております。

次に、タクシーの研修についてであります。

タクシーの研修につきましては、これはもともと国の補助を受ける要件としまして、ユニバーサルドライバー研修、これを受講した運転士を1台について原則2人以上配置するという決まりがあります。

この研修の内容につきましては、いわゆる高齢者の方とか障がい者の方を想定したような接客、そして介助、そして車椅子の取扱いの乗車・降車の方法などが含まれていると聞いております。

いわゆる介護タクシーにつきましては、福祉的な側面で福祉車両などと言われておりますけれども、障がい者とか、あるいは自分で動くことが難しい方に特化したような福祉施策としてのいわゆる福祉車両というものかと思ひますが、このUDタクシーにつきましては、いわゆる車椅子の方等でも使いやすい、例えば、東京のほうでやっている例を聞きますと、荷物の多い外

※23ページに訂正発言あり

国人の方が、広いのでそのままスーツケースの中に入れて運ばれるように使われるとか、そういった事例もあると聞いておりますので、そういった多様な使い方ができるようなものだと考えております。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後にお願いいたします。

○福崎デジタル推進課長 常任委員会資料の33ページを御覧ください。

特別議案「宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由としましては、行政手続における県民の利便性向上のため、現金等での納付が定められております手数料等のキャッシュレス対応や、登記事項証明書等の書面添付の省略を可能とするための関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容としましては、(1)にありますとおり、手数料等の支払いで、現金や振込等での納付が定められている行政手続につきまして、現金等での納付に加えまして、電子申請を用いた電子納付を可能とするための条文を追加するものであります。

また、(2)につきましては、条例等の定めにより、住民や法人から登記事項証明書等の添付を求めている行政手続につきまして、現在、国では自治体職員でも証明書等のデータを閲覧・確認できるシステムを構築中でありまして、今年4月以降に順次実装される予定であります。

このため、申請者の同意の下、このシステムを利用しまして、職員が証明書等を確認する場合、他の条例等の規定に関わらず、書面の添付を省略可能とするための条文を追加するものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後にお願いいたします。

○中村総合政策課長 常任委員会資料35ページを御覧ください。

宮崎県総合計画「長期ビジョン」の見直し素案について御説明いたします。

まず、1、総合計画改定の趣旨ですが、現行の県総合計画2023は、令和22年を展望した長期ビジョンと、令和5年度から4年間の実行計画となるアクションプランで構成されており、来年度でアクションプランの計画期間が終了するため、新たなプランを策定する必要があります。

このため、まずは長期ビジョンについて、新型コロナウイルスの収束など、策定後の社会情勢の変化を踏まえ、所要の見直しを行うものであります。

続きまして、36ページを御覧ください。

次に、2、改定手続きですが、これまで、総合計画審議会や基礎調査のほか、各市町村や若者・女性との意見交換を実施し、様々な視点から検討を重ねてきたところであります。

3、主なスケジュールですが、今後、パブリックコメントや総合計画審議会での審議を経た上で、来年度に議案として提案する予定でござ

います。

なお、長期ビジョンの見直し後に、新たなアクションプランの策定に着手いたします。

続きまして、37ページを御覧ください。

長期ビジョンの見直しの概要ですが、まず、右図、見直し素案の中ほどの基本理念「安心と希望の未来への展望」の下に「共に生き、共に創り、共に栄える宮崎へ」というサブタイトルを追記しております。

これは、本格的な人口減少社会にある今だからこそ、世代や国籍等にかかわらず、県民誰もが人とのつながりを大切にしながら共に生きていく、また、地域住民、事業者、NPOなど多様な主体が魅力ある暮らしを共につくっていく、そして、個人や企業、行政が一体となって豊かな産業を築き、共に繁栄していくとの思いを込めたものであります。

また、右上の「時代の潮流と宮崎県」には、3の経済・産業を取り巻く環境の変化という項目を新たに追加するとともに、右下の今後の方向性について、将来像1～3、「人」、「暮らし」、「産業」の3つの分野ごとに各取組をぶら下げる形で整理をしております。

38ページを御覧ください。

ここからは、見直しの内容を御説明いたします。

第1章では、本県の目指す将来像を展望する上で、主な潮流を踏まえながら、本県の状況や課題を整理しております。

まず、潮流1「人口減少・少子高齢化の加速」ですが、現在101万7,000人の本県人口は、2040年に86万5,000人、2070年に56万7,000人、そして、その後も長期的に減少し続ける見込みです。

そこで、将来に向けた課題として、少子化対策をはじめ、若者・女性に選ばれる地域づくり

や暮らしに必要なサービスの維持・充実など、今後は人口減少の緩和策と適応策を一体的に推進していくことが必要と考えております。

次に、潮流2「世界の中の日本・宮崎」ですが、本県の在留外国人は、令和6年に1万人を超えるなど、年々増加しております。この傾向が今後も続きますと、上のグラフ吹き出しのとおり、外国人の割合は2040年に全人口の約3%、2070年に約10%と徐々に高まっていく見込みであります。

このため、将来に向けた課題として、外国人材の受入れ・定着への支援に加え、海外の活力を取り込むため、世界・アジア市場とのさらなる交流拡大等を掲げております。

39ページを御覧ください。

次に、潮流3「経済・産業を取り巻く環境の変化」については、今回、新たに追加したものであります。

現在、我が国の経済・産業は、長引く物価高騰への対応や高水準の賃上げが求められる状況にあり、他方で、人手不足等の深刻化や金利のある世界への移行など、大きな環境変化の中にあります。

このような中、右の表のとおり、本県企業の大部分は中小企業で、赤線で囲んでいる中小企業に勤める従業員数の割合は94%と、全国平均の69.7%を大きく上回り、賃金水準も全国低位にとどまっております。

このため、将来に向けた課題といたしまして、稼ぐ産業の創出・育成や、円滑な事業承継等による企業規模の拡大、経営基盤の強化等を掲げております。

次に、潮流4「気候変動・自然の脅威」ですが、自然災害の激甚化・頻発化等への対応、環境と経済が両立した脱炭素社会の実現に向けた

動き等を踏まえて、将来に向けた課題として、社会インフラの強靱化や豊富な再生可能エネルギーなど、本県の強みを生かしたゼロカーボン社会づくり等を掲げております。

次に、40ページを御覧ください。

潮流5「価値観や行動の変容」ですが、本県では、コロナ収束後、東京一極集中への回帰に伴い、足元で若者の県外流出が拡大しており、特に女性の流出が顕著な状況にあります。このため、若者・女性の県内定着がますます重要になっており、将来に向けた課題として、テレワークなど多様な働き方の実現やアンコンシャス・バイアスの解消を掲げております。

これらに加え、世界レベルのスポーツ大会や大規模ライブの開催など、子供・若者がわくわくし、楽しめる機会の創出にも努めていく必要があると考えております。

最後に、潮流6「デジタル化・先端技術の進展」ですが、生成AIなどの急速な進展や国による半導体政策強化等の動きを踏まえ、将来に向けた課題として、先端技術の積極的な活用や半導体関連産業などの成長産業の振興を掲げております。

41ページを御覧ください。

第2章では、本県が目指す2040年の姿を「人」、「暮らし」、「産業」の3つの分野に分けて示すとともに、今後の方向性を整理しております。

まず、人の分野では、一人一人が生き生きと活躍できる共生の社会を目指します。

目指す将来像では、子供の生み育てやすさや働きやすさなど、理想のライフスタイルを実現できる環境により、宮崎を選ぶ方が増え、互いに共感し合える寛容で多様性に富んだ共生社会を構築、今後の方向性では、(1)生み育てや

すい環境の整備・充実や(3)の若者・女性から選ばれる県づくり等に取り組むこととしております。

42ページを御覧ください。

次に、くらしの分野では、安全・安心で心ゆたかな暮らしを楽しめる共創の社会を目指します。

目指す将来像では、医療・福祉・交通・物流等の日常生活に不可欠な機能やサービスを相互に補完・連携し合える仕組みの構築により、縮小する人口規模に適応した持続可能な社会を確立、今後の方向性では、(1)地域社会の維持・充実や(2)安全・安心で持続可能な暮らしづくり等に取り組むこととしております。

43ページを御覧ください。

最後に、産業の分野では、産業が持続的に成長し、安心して働ける共栄の社会を目指します。

目指す将来像では、農林水産業やフードビジネス、半導体、エネルギー関連など、地域経済の牽引役となる稼ぐ産業の育成・集積により、企業と地域が共栄する社会を構築、今後の方向性では、(1)稼ぐ農林水産業の実現や(5)産業人材の確保・育成・定着等に取り組むこととしております。

なお、資料1として、長期ビジョン見直し素案本文を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

○芝吹統計調査課長 令和5年度宮崎県県民経済計算について御説明いたします。

お手元に別冊の資料2をお配りしておりますが、常任委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料の44ページを御覧ください。

まず1「県民経済計算とは」であります。

県民経済計算は、県内の1年間の経済活動に

よって生み出された付加価値を、生産、分配、支出の3つの側面から把握して、県全体の経済の実態を包括的に捉える指標でございます。

黒枠で囲っておりますけれども、生産側は、県内の生産活動によって生み出された付加価値を示したものの、分配側は、生産活動によって生み出された付加価値が、雇用者の報酬や企業の所得等にどのように分配されたかを示したものの、支出側は、分配された付加価値が、どのように家計の消費や企業の投資等に使われたのかを示したものになります。

続きまして、2「県民経済計算で分かること」でございます。

(1)～(4)に記載しておりますけれども、県経済の規模や前年度からの変化を把握できるほか、本県の産業構造や所得水準などを確認することができます。

45ページを御覧ください。

3「令和5年度宮崎県県民経済計算の推計結果」であります。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことによって、宿泊・飲食サービス業といったサービス業などで持ち直しの動きが見られました。

この結果、四角囲みの中にありますとおり、令和5年度の経済成長率は、名目で6.9%の増加、実質で4.6%の増加となり、いずれも3年連続のプラス成長となっております。

県内総生産につきましては、1つ目の黒丸のところになりますが、名目が3兆9,853億円、実質が3兆8,067億円となっております。

2つ目の黒丸、県民所得につきましては2兆8,092億円となっており、これを県の人口で割った1人当たり県民所得は企業の利潤等が含まれていますので、県民個人の給与や収入の水準を

表すものではございませんけれども、1人当たりの県民所得は269万5,000円、対前年度比11.4%の増、これにつきましても3年連続の増加となっております。

46ページを御覧ください。

図一1では、本県の実質の経済成長率を赤の実線で示しております。

本県経済は、令和2年度に新型コロナの影響で大きく落ち込みましたけれども、令和3年度以降は回復傾向にありまして、令和5年度は対前年度比プラス4.6%となっております。

次に、図一2を御覧ください。

図一2は、1人当たりの県民所得と国民所得の推移でございます。

折れ線グラフで1人当たり国民所得を100とした場合の所得水準を示しておりますが、令和5年度は76.6となりまして、前年度より2.8ポイント上昇しております。

47ページを御覧ください。

ここからは、生産・分配・支出の3つの側面から見たときのそれぞれの特徴について御説明いたします。

まず、県内総生産の生産側についてであります。

左の表を御覧ください。

この表では、産業ごとの総生産額や増加率等を記載しております。

1行目の左から3列目ではありますが、名目の県内総生産は全体で前年度比6.9%の増加となっております。

主な増加理由につきましては、表の右側に記載しておりますとおり、農業が豚や鶏卵・ブロイラーの価格上昇等により8.7%の増加、建設業が公共土木工事などの増加により12.9%の増加、宿泊・飲食サービス業が、新型コロナウイルス

の5類移行による観光入込客数の増加等により34.9%の増加となっております。

48ページを御覧ください。

分配側、県民所得についてであります。

表の1行目、左から3列目ではありますが、全体では10.3%の増加となっております。

内訳としましては、網かけの部分になりますが、賃金や俸給などの県民雇用者報酬が0.8%の増加、家計の利子や配当等の財産所得が20.3%の増加、企業所得が37.4%の増加となっております。

最後に、49ページを御覧ください。

支出側の合計は、生産側と同額を計上しております、全体では生産側と同じ前年度比6.9%の増加となっております。

内訳としましては、網かけの部分になりますがけれども、家計の消費支出等の民間最終消費支出が4.9%の増加、県や市町村の物件費等の地方政府等最終消費支出が0.0%で横ばい、住宅や企業の設備投資等の県内総資本形成が2.6%の減少となっております。

○松田総合交通課長 委員会資料50ページを御覧ください。

その他報告事項の3つ目、バス無料デーの実施結果についてであります。

初めに1、実施概要についてです。

この取組は、県、市町村、交通事業者で構成する県バス利用促進協議会において、バス利用のきっかけづくりを目的とし、県内で運行する路線バスや一部のコミュニティバスを対象に、昨年10月と12月の計4日間、運賃が無料となるバス無料デーを実施したものであります。

次に、2、バス利用者数の変化についてであります。

(1) 全体としまして、バス無料デー当日の

利用者数は、4日間合計で約13万7,000人となり、前年の同じ月、同じ曜日の平均と比べますと、それぞれ1.5倍から2.8倍と大きく増加いたしました。

51ページを御覧ください。

(2) 系統別の利用者数ですが、4日間とも長距離を運行する系統や、商業施設、観光地に向かう系統で利用者数の増加が目立ちました。中でも、利用者数の増加数が最も多かったのは、下の表の赤枠で囲っている日曜日の商業施設に向かう系統でありました。

なお、表の左・右の10月と12月の比較におきましては、増加数の上位5位までは多少の順位の変動はあるものの、いずれも同じ系統となっております。

52ページを御覧ください。

3、バス利用のニーズについてであります。

こちらはバス無料デーに併せて実施した、利用者アンケートの結果をまとめたものです。

まず、左上の属性ですが、利用者の年代を見ますと、幅広い年代の方に御利用いただき、中でも10歳代や70歳以上が多かったところであり、また、居住地では、県央が約6割を占めております。

次に、右側の、ふだんのバスの利用頻度ですが、ほとんど利用しないとの回答が約3割を占めており、バス無料デー当日、新たな層がバスを利用したことがうかがえます。

次に、その右の、無料デー当日の利用目的の複数回答ですが、買物との回答が約4割と最多になりました。

最後に、左下の今後の利用意向につきまして、ふだんバスを利用する方の約47%が、また、ふだんバスを利用しない方の約36%が、今後利用する頻度が増えると回答されており、今回の

取組がバス利用のきっかけづくりとして一定の効果があったものと推測されます。なお、右側のバス非利用者の年代別では、70歳以上はもとより、10代、20代で今後の利用意向が高くなっております。

今後につきましては、今年度中に今回の詳細な結果の分析をまとめる予定であり、それを基に市町村や交通事業者との連携の下、利用目的やターゲットを明確化した上で、新たなバス利用者の掘り起こしなど、効果的なバス利用促進策を検討してまいります。

無料デーの説明は以上であります、1点、訂正をお願いいたします。

先ほど、齊藤副委員長の御質問に対しまして、UDタクシーの価格を、令和8年4月のモデルチェンジに伴い「420万円」と申しましたが、これは現行モデルを参考に、昨今の車両価格の上昇を見込んだものでありまして、メーカーにおける正式な価格ではございません。その点、修正させていただきます。

○濱川中山間・地域政策課長 委員会資料の53ページを御覧ください。

宮崎県過疎地域持続的発展計画の改定について御説明いたします。

初めに、1、改定の趣旨につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法に基づき策定いたしました、宮崎県過疎地域持続的発展方針の終期到来に伴い改定することにつきまして、6月の常任委員会のその他報告事項で御報告したところですが、その後、パブリックコメントを経て、令和7年8月25日付で国からの協議同意が得られたところです。

ページ中ほどの図に示しておりますとおり、左の県方針に基づき、県及び市町村は、今後取

り組む予定の過疎対策関連事業を分野ごとに整理した過疎地域持続的発展計画を定めることができます。

今回、改定後の県方針に基づく県の計画、宮崎県過疎地域持続的発展計画の改定案を作成しましたので、御報告するものであります。なお、改定した県方針及び県計画案については、別冊資料としてお配りしておりますが、分量も多いため、委員会資料で概要を説明させていただきます。

2、対象地域及び期間であります。

県内における対象地域は、過疎市町村の16団体と経過措置の対象となる特定市町村の木城町を合わせた計17団体で、計画期間は、方針と同じく令和8～12年度となります。

54ページを御覧ください。

3、計画案の内容ですが、1～12の項目の構成となっております、1は基本的な事項、2の移住・定住・地域間交流の促進・人材育成・確保から、12の再生可能エネルギーの利用の推進までは、過疎法が示す、11の分野別に取り組む予定の事業を記載しておりまして、その中身については、次ページ以降の4、計画案の概要にて御説明いたします。

55ページを御覧ください。

まず、1、基本的な事項であります、(1)持続的発展の基本方針としまして、人口減少下にあっても将来にわたって安心して住み続けられるよう、ひと・生活・しごとの維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた、くらしのゆたかさや固有の文化・歴史を引き継いでいけることを目指し、市町村と連携を図りながら持続的発展を推進することを掲げております。

また、(2)目標としまして、県外から本県

過疎地域への移住世帯数を設定しておりまして、令和2～6年度の実績である796世帯に対し、本計画期間の5年間では900世帯を目標として設定しております。

次に、計画に記載した11の分野の中から抜粋して関連事業を御説明します。

まず、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保です。

1つ目のポツの「移住・定住促進関連事業」は、人口減少対策の柱の一つとして、本県への移住・定住を促進するために、各種事業に取り組むものであります。

また、2つ目のポツの「特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業」は、年間を通じた仕事を創出するとともに担い手確保につなげるもので、このような人材確保策も盛り込んでおります。

56ページを御覧ください。

3、産業の振興です。

1つ目のポツの「元気な中山間農業・農村活性化事業」は、農業振興事業の一例として記載しておりますが、これ以外にも林業・水産業など、各産業を振興する事業を盛り込んでおりますほか、2つ目のポツの「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力発信事業」にありますように、自然・歴史・文化といった地域の資源を活用した地域づくりを通じた産業振興策にも取り組んでまいります。

5、交通施設の整備、交通手段の確保は、国県道や林道の整備等に加えまして、こちらに記載の「地方バス路線等運行維持対策事業」のように、地域住民の生活に必要な交通手段確保にも取り組んでまいります。

8、医師の確保については、記載の「中山間地域の持続可能な医療体制構築事業」などによ

り、へき地医療体制の機能維持を図ります。

57ページを御覧ください。

10、集落の整備です。

1つ目のポツの「未来へつながる「宮崎ひなた生活圏」形成促進事業」により、安心して地域に暮らし続けることができる仕組みづくりを推進するほか、2つ目のポツの「中山間地域くらしサポートネットワーク構築事業」においては、中山間地域の暮らしを支える総合的なサービス展開の仕組みについて、民間事業者や市町村と議論を重ねながら環境整備を行うことで、集落の維持・活性化を推進してまいります。

11、地域文化の振興等です。

こちらに記載の「地域で楽しむ文化芸術体験事業」は、過疎地域等で文化鑑賞機会を提供するものですが、このほかの事業も含め、文化の保存と継承につなげる取組を進めてまいります。

以上が、4、計画案の概要となります。

○前田女性活躍推進室長 委員会資料の58ページを御覧ください。

令和7年度、男女共同参画社会づくりのための県民意識調査について御説明いたします。

まず、1の調査の目的ですけれども、来年度、男女共同参画プランの改定を予定しておりまして、県民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、プラン改定の基礎資料とするため、5年ごとに実施しているものでございます。

2の調査の概要ですけれども、今回、(1)の①～⑥の分野について質問を行っております。

(2)の調査方法ですが、県内18歳以上の方から3,000人を無作為に抽出しまして、郵送またはインターネットによって回答をお願いしたところです。その結果、41.3%に当たる1,240名の方から回答を頂きました。

次のページを御覧ください。

ここからは調査結果を幾つか抜粋して御説明したいと思います。

まず、(1)の男女の平等感です。ここでは家庭生活や職場など8つの場面について、男性・女性のいずれかが優遇されているか、それとも平等と感ずるかを質問したものです。結果を見ますと、いずれの場面でも女性が優遇されている——グラフで言うと、右から3番目、4番目の少しブルーがかった部分になりますけれども——女性が優遇されているという意見はほとんどありません。特に、⑤の政治、それから⑦の社会通念、慣習、しきたり、それから⑧の社会全体では、6割を超える方が男性のほうが優遇されていると回答されております。

次のページを御覧ください。

(2)性別による役割分担意識についてになります。

ここでは、男性は外で働き、女性は家庭を守るべきという考え方に対して、賛成か反対かを質問したものです。結果を見ますと、男女とも賛成意見は1割に満たず、6割以上の方が反対と回答されております。一番下の参考にありますように、前回、令和2年度の調査の結果と比較しましても、反対する人の割合が増加しております。

次のページを御覧ください。

(3)家庭生活における役割分担についての質問になります。

ここでは、家計を支えるや家事など7つの項目について、夫と妻のどちらが担うか、それとも同等なのかを、理想の姿と現実の分担の両方について質問しております。その結果、ほとんどの項目で——上段になりますが、夫婦が同じくらい負担することが理想——グラフで言うと、黄色の部分——という回答が半数を超えており

ます。

しかし、現実を見ますと、一番上の家計を支えるの部分については、主に夫という回答が約6割、一方で、2つ目の家事、それからその下の家計の管理あるいは、その下の育児、そして一つ飛びまして、親の世話・介護、こういった部分については、やはり妻、女性に偏っているというような状況になっております。

次のページを御覧ください。

最後は、(4)女性の就業についての意識に関する問いになります。

女性は結婚や出産後も働き続けるのがよいと思うか、というような質問になります。この質問に対しては、男女とも6割を超える方が——オレンジになりますが——結婚や出産後も仕事を続けるほうがよいと回答されております。この割合については、一番下の参考にあります、前回の結果と比較しても10ポイント以上増加しているような状況になります。

概要についての御説明は以上になりますけれども、今回の調査結果は、過去と比較すると、全体的に改善傾向にあるというふうには受け止めております。しかしながら、先ほど御説明しました男女の平等感ですとか、あるいは家庭生活の役割分担ではまだまだ偏りが大きいというふうには受け止めておりますので、引き続きこれらの解消に向けた啓発等の取組が重要と認識しております。

冒頭に申し上げましたとおり、今後さらに詳細な分析を行いまして、次期プランの改定に生かしてまいりたいと考えております。なお、本調査の男女別や年代別といった詳細な結果につきましては、現在整理中のございまして、まとめ次第、委員の皆様にお配りしたいと考えております。このため、本日は別冊資料としてダ

イジェスト版をお配りしております。後ほど御覧いただければと考えております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○齊藤副委員長 令和5年度の宮崎県県民経済計算について教えてください。これは話を聞きながら、令和5年度、ちょうど2年前ですけれども、このぐらい本県の経済が復活したということが如実に分かる資料で、すごいなと思いつながら聞いていました。

お尋ねしたいのが、本県で過去、最も高かった県内総生産はいつなのか、もし分かれば名目値・実質値とも教えてください。あと、1人当たりの県民所得も教えてください。

○芝吹統計調査課長 県内総生産については今回、令和5年度の分が最も高く、名目値3兆9,853億円が最も高い数値となっております。

手元に実質値はないんですが、1人当たり県民所得についても、資料46ページの棒グラフの緑の濃いものが、1人当たり県民所得の推移となっております。これについても1人当たりとしては、令和5年度分が一番高い数値となっております。

○齊藤副委員長 もう一回確認ですけれども、バブルのときよりも、この令和5年度の総生産額並びに県民所得は過去最高という理解でいいんですか。

○芝吹統計調査課長 はい。そのとおりです。

○齊藤副委員長 それはやはり本当に喜ばしいことですし、誇れることだというふうに思います。

あと、この資料46ページの図-1、令和5年度のところで、本県は過去のトレンドを見ると、ほぼ国と県とが一致しているのに、令和5年度

は国が下がっているのに本県が上がっているというのは、これはどういう分析なんですか。

○芝吹統計調査課長 それについては、まずは令和4年度の本県の部分について、本県は令和4年の9月に台風第14号という災害を受けています。その関係で令和4年度の県民経済計算で県内総生産が少し抑えられた。その部分が令和5年度のほうに遅く出てきた部分があるのかなと考えております。

それプラス、この経済成長率の推移は実質値のほうをお示ししているんですけども、資料2でお配りしているほうには実質値だけじゃなくて名目値のほうのグラフもついてはいますが、名目値は国のほうも上がっております。

実質値になったときに国のほうは下がっている形になっている。名目値から実質値というのは、名目値は通常のやり取り、実質値というのが物価の変動を考慮した金額ということになるんですけども、国の場合は、実質化するときに輸出入価格の増減のところが影響が出てくる可能性もあって、これは内閣府のほうに確認をさせてもらったところなんですけど、その輸出入価格の増減のところで名目値を実質値に直したときに国のほうは下の方向になってしまったということで聞いております。

○齊藤副委員長 今の課長の御説明が多分正しいのかもしれないですけども、私が個人的に受け取った印象というのは、この4.6ポイントのところに上がっているというのは、やはり本県が様々に行ってきた施策が、もしくは本県内の様々な産業に従事する人たちが、相当何か努力された成果が出たのかなというふうに理解したんですが、そういうことではないんですね。

○芝吹統計調査課長 資料47ページで、令和5年度の産業ごとの県内総生産の数字をお示し

しているところですが、当然、世界の状況というか、経済の状況にも影響はされます。令和5年度に関しては、ほとんどの産業で増加しているところなんです、基本的にはそこを見ていただくと、どの産業が付加価値をつけたのかということになるかと思しますので、県民の方々の頑張りが現れているのではないかとはいえます。

○齊藤副委員長 最後、その下の図-2のところ、先ほどのお話にもあった所得水準、国民所得を100とした場合の水準ということで、本県は見てみると大体、国民所得に対して8割弱ぐらいのところなんだという理解ができました。これは国民所得だから、極端に所得の高い、恐らく首都圏辺りが相当引き上げているのかなというふうに理解したんですけれども、今後の参考に知りたいのが、47都道府県の中で、大体その平均的な所得の県はどこら辺になるんですか。

○芝吹統計調査課長 国民所得に関しては、国民所得を総人口で割っており、おっしゃるとおり、都会のほうの数字が当然入っておりますので高く出るということはあると思います。うちのこの1人当たりの県民所得の水準というのは、令和5年度はまだ47都道府県の公表が全部されているわけではありませんで、どれぐらいの位置にあるかというのは分からない状況です。令和4年度の数字で比べますと、47都道府県中で比べますと46番目の水準になります。

平均的な所得の県は、令和4年度の方だと山口県、長野県の296万円で真ん中だと思います。

○齊藤副委員長 今回、一般質問の中でも知事のほうから、県民所得を引き上げるといふ強い決意をお聞きしたので、我々議員としても目標とするライン、個人的に私は思っているのが、やはり日本の中でもちょうど平均ぐらいにいき

たいという気持ちがあって、今の課長の話を知ると、山口県、長野県辺りを注視しながら頑張ればいいんだということが理解できました。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、引き続き委員会を続けます。

○芝吹統計調査課長 先ほど実質値が私の手元になかったので答えられませんでしたけれども、実質値の県内総生産についても令和5年度が最高です。

○山内委員 今の県民所得について確認です。人口分布において、本県では高齢化が進んで、高齢の方の割合が増えていけば所得が年金だけになっていく人が増えていくわけなので、今の人口動態でいけば東京と比べて同じ割合でいけば伸びたのが分かりやすいですけれども、高齢化率が増えていくことによってなかなか厳しい状況になっていくのではないかなと想定できるんですが、その捉え方で合っていますか。

○芝吹統計調査課長 まず、付加価値を生み出すというところに関しては、高齢化が進めば当然、付加価値を生み出しにくいというところはあるかと思えます。1人当たりの県民所得ということになれば、付加価値は下がる可能性がありますけれども、人口が減少していきますので——今度は分母が減っていきますので、単純に1人当たりの県民所得が下がっていくということにはならないかなとは思っています。付加価値としては、人口が減っていくに従って、なかなか付加価値を生み出す人がいなくなりますので、生産性を上げていかなければいけないとは思いますが、その部分が維持できないというところ

ろは考えられると思います。

○山内委員 東京に比べて、宮崎県は生産労働人口の割合が減っていくと思うんですよね。となった場合に、生産労働人口だけの付加価値の割合でいったら、同じであっても生産労働人口以外の数が多い分、県民所得としての割合は下がっていくのかなと思ったけれども、そうではないという捉え方でいいんですか。

○芝吹統計調査課長 都会のほうが生み出す力はうちより高いので、そういう面からいけば、高齢者の割合が多いことがそういう付加価値を生み出すところが弱くなっていくというのはあるのかなとは思いますが。

○中村総合政策課長 御指摘のとおり、本県の生産年齢人口というのは、今度は徐々に減っていく傾向で、時代の潮流の中でもお示ししたとおり——38ページでございますけれども——今後、生産年齢人口が大幅に減っていくことが予想されております。

ただ、今後の方向性といたしましては、その時代の潮流の39ページのところでもお話をさせていただきましてけれども、人口が減っていくのは、これは人口構造上やむを得ないことではあるんですけれども、その中でやはり県民の豊さを維持する、県民の所得をこれから上げていくためには、やはり将来に向けた課題にもお示ししているような、今後、しっかり稼ぐ力のある産業を育てていく、そして徐々に高齢化に伴って事業承継等もこれから進んでまいります。

そして、様々な企業のM&Aみたいなことも今後は進んでいくと思われまますので、そういった形で企業の規模を拡大していくであるとか、あるいは経営基盤を強化していくことで稼ぐ力を強くして、そして県全体のGDPを維持できるような、そういった施策を進めることによっ

て1人当たりの所得を今後も全国の水準に追いつけるように努力していく必要があると考えております。

○齊藤副委員長 資料52ページのバス無料デーの実施結果のところ、先日、本田議員の一般質問の中でもこのやり取りを聞いていたんですけども、これはすごくよいアンケートだなと思いつつ聞いていました。10歳代、70歳以上の利用が多かったということで、恐らく車をふだんから利用されている方が、わざわざこのバス無料デーを体験されたというか、全体数は少ないのかなと思ったんです。ただ、その中でも、ふだんバスを利用しない方の約36%が今後利用する頻度が増えると回答しているところが一番の肝だなと理解したんですけども、この増えると回答した人たちの理由は何か調査されているんですか。

○松田総合交通課長 これにつきましては、アンケートを実施した関係であまり多くのことは聞いておりません。なぜ増えると思うのかという背景まで踏み込んだ調査というのは、今回行っておりません。

○齊藤副委員長 恐らく今後、路線バスなり、オンデマンドバスなり、継続して持続可能な仕組みを残そうと思ったら、やはりふだんマイカーを利用している人間がどれだけバス等々を利用するかだと思うので、引き続きここの研究はぜひお願いします。

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時10分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○田中総務部長 それでは、本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

まず、資料の2ページを御覧ください。

1の予算議案についてであります。議案第45号が令和7年度一般会計予算の補正で、議案第47号が令和7年度公債管理特別会計予算の補正でございます。

令和7年度一般会計補正予算(第8号)の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案でございますが、議案第64号「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」など2件になります。

次に、3の報告承認事項では、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、御報告いたします。

次に、4のその他報告事項では、「令和7年度第2回県立病院事業点検プロジェクトチーム報告について」など5件を御報告いたします。

3ページを御覧ください。

令和7年度一般会計補正予算(第8号)の概要についてであります。

今回の補正は、国の令和7年度補正予算(第1号)に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものでございます。

1の一般会計歳入一覧を御覧ください。

表の左から3列目、今回補正額の一番下にありますとおり、補正額は15億6,666万9,000円の減額となります。

この結果、右隣の欄のとおり、補正後の一般会計の予算規模は、7,289億3,872万8,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、本県、また、国全体の税収の増に伴いまして、表の款別、自主財源の1行目、県税が34億円余、その下の地方消費税清算金が47億円余、依存財源の1行目、地方譲与税が32億円余、その2つ下の地方交付税が124億円余の増額となっております。

一方で、自主財源の7行目、繰入金は、財政調整積立金からの繰入金の減等により、また、依存財源の一番下、県債は、公共事業費の減等によりまして、記載のとおりそれぞれ減額となっております。

4ページを御覧ください。

2の一般会計歳出一覧になります。

今回の補正額を款別にまとめております。

主なものとして、上から2番目の総務費が157億円余の増額、1つ下の民生費が32億円余の増額、2つ下の労働費が26億円余の増額、3つ下の土木費が169億円余の減額、2つ下の教育費が48億円余の減額となっております。

予算案の概要については、以上であります。

なお、歳入予算や議案等の詳細につきましては、危機管理局长及び担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後をお願いいたします。

○池田財政課長 5ページを御覧ください。

私からは、3、歳入科目別概要のうち、県税と地方消費税清算金以外の主なものについて御説明いたします。

3つ目の分担金及び負担金につきまして、左から3列目、4億1,700万円余の減額となります。

これは主に、一番右の列、主な項目の2つ目の二重丸、負担金について、土地改良事業費や港湾建設事業費に係る国の内示によりまして、4億2,600万円余の減となったことなどによるものです。

6ページを御覧ください。

使用料及び手数料は、1億7,400万円余の減額です。こちらは主に、1つ目の二重丸、使用料が、水利使用料や高等学校授業料等の減によりまして、1億200万円余の減。また、一番下の二重丸、証紙収入が、運転免許更新等の実績の減などにより、1億円余の減となったことなどによるものです。

7ページを御覧ください。

一番上の財産収入は、1,600万円余の増額です。これは主に、1つ目の二重丸、財産運用収入が、金利の上昇等による運用利子の増などにより、1億9,400万円余の増額となった一方、財産売払収入が売払時期の延期等によりまして、1億7,700万円余の減となったことなどによるものです。

次の寄附金は、1億5,700万円余の増額です。こちらは主に、個人版ふるさと納税の増等によるものでございます。

一番下の繰入金は、157億4,100万円余の減額です。こちらは主に、下から2つ目の財政調整積立金からの繰入金が、県税等の歳入の増加等により、また、地域医療介護総合確保基金からの繰入金について、医療機関等に対する施設整備支援事業の執行残等が発生したことにより、それぞれ減となったことなどによるものであります。

8ページを御覧ください。

諸収入について、25億9,600万円余の減額であります。こちらは主に、上から3つ目の二重丸、

貸付金元利収入が中小企業融資制度貸付金の貸付実績の減等により、33億1,200万円余の減となったことなどによるものです。

9ページを御覧ください。

地方譲与税、地方交付税等でございます。

まず、地方譲与税ですが、こちらは、国税の一部が地方に配分されるものでございまして、特に特別法人事業譲与税の増等によりまして、32億6,100万円余の増額となっております。

また、地方交付税につきましては、国の補正予算に伴う普通交付税の再算定により追加交付がなされたことなどによりまして、124億5,400万円余の増額となっております。

10ページを御覧ください。

国庫支出金については、18億4,100万円余の増額です。こちら主に、2つ目の二重丸、国庫補助金につきまして、国の内示により土木費国庫補助金が減となる一方で、国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を受け入れることなどにより、増額となったことなどによるものです。

11ページを御覧ください。

県債については、85億8,500万円余の減額です。こちら主に、道路橋梁事業等の公共事業において、国の内示額が見込みを下回ったこと等による発行額が減となったことによるものでございます。

全体としては、一番下にありますとおり、15億6,666万9,000円の減額となりまして、補正後の歳入予算は、その右隣、7,289億3,872万8,000円でございます。

○鎌田税務課長 税務課から、県税収入予算につきまして御説明いたします。

資料は12ページを御覧ください。

表の一番上の県税計ですが、当初予算では、

表頭の令和7年度①予算額の欄にありますとおり、1,123億1,000万円としておりましたが、個人県民税、地方消費税等の税目で増収が見込まれますことから、令和7年度税収見込額は、その2つ右の②収入見込額の欄のとおり、1,157億8,000万円、当初比103.1%となり、その結果、補正額は、右から2列目の欄のとおり、34億7,000万円の増額となります。

次に、補正の増減額の大きい税目について御説明いたします。

表の右の2列、補正額と備考の欄を御覧ください。

まず、内訳の一番上、個人県民税は、賃金上昇等により15億4,262万円余の増、次に、その2つ下の利子割県民税は、政策金利の引上げにより預金金利が上昇しておりますことから、3億590万円余の増となっております。

次に、その2つ下の法人事業税は、製造業、サービス業等の所得減により、4億3,630万円余の減となっております。

13ページを御覧ください。

上から2段目、地方消費税の譲渡割は、物価上昇により21億2,676万円余の増、その下の地方消費税貨物割は、輸入額の減少により1億9,043万円余の減、その下の不動産取得税は、税額が200万円以上となる大規模建築の取引の増加により、2億4,615万円余の増となっております。

14ページを御覧ください。

下から3段目、軽油引取税は、物流の効率化等による軽油需要量の減少により、1億2,209万円余の減となっております。

○福島総務課長 資料15ページを御覧ください。

総務部における2月補正予算案の歳出予算説明資料であります。

今回お願いしております、総務部の一般会計

と特別会計を合わせた補正額は、表の左から3列目の補正額の欄の一番上にありますように、203億9,166万円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄の一番上にありますように、2,668億4,648万4,000円となります。

続きまして、16ページを御覧ください。

令和7年度繰越明許費補正の追加と変更であります。これは、国の予算内示の関係等により、事業実施期間が不足することなどの理由による、翌年度への繰越しをお願いするものであります。

上の表は、県有施設災害復旧事業など7事業につきまして、合計11億8,217万3,000円の追加を、また、下の表は、「庁舎公舎等営繕工事事業」1事業につきまして、3億2,790万8,000円の変更をお願いしております。

17ページを御覧ください。

総務課の補正予算につきまして御説明いたします。

総務課の2月補正額は、左から3列目の一番上にありますように、3,443万円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、3億7,781万6,000円となります。

18ページを御覧ください。

補正予算の事項別内訳でありますけれども、主な補正内容について御説明させていただきます。

まず、左から3列目、上から4段目の(事項)文書管理費の補正額773万5,000円の減額であります。これは、文書収発室運営嘱託員など会計年度任用職員の人件費の執行残や、文書管理システム運用費の執行残などによるものでございます。

次に、その下の（事項）印刷等管理費の補正額423万円の減額であります。これは、印刷業務嘱託員の人件費の執行残、デジタル印刷機器等の入札執行残などによるものでございます。

最後に、下から3段目の（事項）文書センター運営費の補正額324万4,000円の減額であります。これは、文書センター運営嘱託員の人件費などの執行残であります。

○伊東人事課長 人事課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

人事課の2月補正額は、8,292万4,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、50億5,812万8,000円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

まず、左から3列目、上から2段目の（事項）人事調整費の補正額1,279万7,000円の減額であります。

主なものは、説明及び事業名の欄の3「本省等への派遣研修職員宿舍借上料」905万7,000円の減額であります。これは、定期異動等により国の省庁等へ派遣される職員のうち、本県で手配する施設に入居できなかった者に対し、県が別途宿舍を借り上げ、入居対応するための経費であります。今年度につきましては、その執行がなかったことに伴い、減額するものでございます。

次に、上から3段目の（事項）行政管理費の補正額1,455万5,000円の減額であります。

主なものは、説明及び事業名の欄、2「県庁オフィス改革モデル事業」1,431万5,000円の減額であります。これは、フリーアドレスの導入

やデジタルツールの活用を試行することにより、魅力ある職場づくりを図るための経費であります。実施段階における導入方法等の検討により経費を抑制できたことに伴い、減額するものでございます。

次に、上から4段目の（事項）人事給与費の補正額2,706万8,000円の減額でございます。

主なものは、説明及び事業名の欄、2「人事給与システム管理事業」2,120万円の減額でございます。これは、職員の人事、給与システムの運用管理及び法令の改正等に伴い必要となるシステムの改修に要する経費でございます。システムの改修に係る作業内容の見直し等により、経費が抑制されたことに伴い、減額するものでございます。

○池田財政課長 財政課の補正予算について御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

補正予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、164億8,387万7,000円の増額でございます。内訳は、一般会計が173億4,492万6,000円の増額、公債管理特別会計が8億6,104万9,000円の減額でございます。

この結果、補正後の予算額は、一番上の行の右から3列目にありますとおり、1,828億8,624万5,000円となります。

23ページを御覧ください。

一般会計の補正予算の主なものでございます。

まず、上から2つ目の（目）財産管理費につきまして、182億6,218万8,000円の増額となっております。

主な内訳ですが、上から2つ目の（事項）県債管理基金積立金につきまして、181億3,704万7,000円の増額でございます。これは主に、県税等の歳入増加、また、各部局における執行残で

生じた一般財源の余剰等につきまして、次年度以降の県債償還に備えて積み立てるものがございます。

また、この事項のほか、各事項の欄に記載しております経費につきましては、当課が所管しております各基金について、金利の上昇等に伴い、運用利子の積立金を増額するものがございます。

次に、その下の(目)元金につきまして、6億6,757万7,000円、(目)利子につきまして、1億9,101万円の減額でございます。

これらは、県債の償還経費としまして、公債管理特別会計に繰り出す公債費であります。

(目)元金につきましては、主に銀行等借入の新規発行分につきまして、事業の繰越し等により借入額が当初見込みより減少したこと等によりまして、不用額が生じたものがございます。

(目)利子につきましては、主に新規発行分について、借入額の減少及び借入金利が当初見込みよりも低利となったこと等によりまして、不用額が生じたものがございます。

一番下の(目)公債諸費につきましては、3,746万6,000円の減額となっております。こちらは、県債を証券で借り入れる際の発行手数料につきまして、証書での借入れとなったことにより、不用となったために減額するものがございます。

24ページを御覧ください。

公債管理特別会計でございます。

(目)積立金が1億4,250万円、(目)元金が5億2,507万7,000円、(目)利子が1億9,101万円、(目)公債諸費が246万2,000円の減額でございます。これは、今し方、一般会計の分で御説明を差し上げたとおりでございます。

○廣池財産総合管理課長 財産総合管理課の補

正予算について御説明いたします。

資料の25ページを御覧ください。

当課の2月補正額につきましては、4億6,195万6,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額でございますが、右から3列目でございますとおりの、37億4,806万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

次のページを御覧ください。

こちらの表、上から2つ目の(事項)庁舎公舎等管理費ですが、こちらの補正額は1億3,149万7,000円の減となります。これは、庁舎等の光熱費、清掃警備等業務委託の入札に伴う執行残などによるものであります。

次に、その下の(事項)庁舎公舎等保全費については、2億8,670万8,000円の減となります。こちらは、庁舎等の修繕工事や設計業務委託などの入札に伴う執行残によるものであります。

次に、その下の(事項)電気機械管理費については、2,751万1,000円の減となります。これは、庁舎等の機械、電気設備の修繕経費や設備の保守点検業務委託などの入札に伴う執行残でございます。

最後に、下から2つ目の(事項)公有財産管理費については、839万円の減であります。これは、財産の管理・処分に要する経費などの執行残であります。

○下温湯営繕課長 営繕課の令和7年度2月補正予算案について御説明いたします。

資料の27ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、2,341万3,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、3億1,115万7,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

上から1段目の(事項)職員費であります。補正額は、2,066万6,000円の減額であります。これは、人件費の執行残等によるものであります。

○鎌田税務課長 資料の29ページを御覧ください。

税務課の2月補正予算額は、表の左から3列目、補正額の欄の一番上の段、税務課計のとおり、48億6,599万1,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり、649億553万6,000円となります。

30ページを御覧ください。

主な補正内容について御説明いたします。

表の左から3列目、上から2段目の(事項)諸費ですが、過年度分の県税の還付額が当初見込みを下回ったことにより、3億3,381万3,000円の減となります。

次に、上から3段目の(事項)賦課徴収費ですが、2,707万2,000円の減としております。

その主なものとしたしましては、右の説明及び事業名の欄の1、徴税活動費の(1)徴税活動経費ですが、これは、県税の徴収活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料等の執行残に伴いまして、1,901万6,000円の減としております。

次に、その下の(2)個人県民税徴収取扱費交付金ですが、これは、市町村が賦課徴収する個人県民税について、その事務に係る費用を補償する目的で市町村に交付するものであり、算定の基礎となる納税義務者数が当初見込みを上

回ったこと等により、3,986万7,000円の増となります。

次に、一番下、3の管理機能の充実費の(4)「県税クラウドシステム構築事業」です。これは、令和9年1月からの稼働に向けて、令和6年度から実施しております新システムの構築事業の執行残を減額するもので、3,499万4,000円の減としております。

次に、上から4段目の(事項)地方消費税清算金ですが、これは、全国の地方消費税収総額について、消費に関連した基準により、都道府県間で行う清算制度に基づいて、本県から他の都道府県に払い込むものであります。算定基礎となる地方消費税収の増に伴い、23億6,149万2,000円の増としております。

次の(事項)利子割交付金から31ページの(事項)法人事業税交付金までの7つの交付金につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金であり、それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減等により補正するものであり、事項別の説明は記載のとおりであります。

○池北市町村課長 市町村課の2月補正予算案について御説明いたします。

資料の32ページを御覧ください。

市町村課の補正額は、表の一番上、左から3列目になりますが、2億3,688万円の減額であります。

その結果、表の右から3列目になりますが、補正後の額は28億5,503万9,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

33ページを御覧ください。

まず、上から2段目にあります(事項)地方分権促進費の1,248万3,000円の減額であります。

これは、県から市町村へ権限を移譲した事務の執行に要する経費として、市町村に交付した権限移譲交付金の確定による執行残に伴うものであります。

次に、その2つ下の(事項)自治調整費の1,604万3,000円の減額であります。これは、説明欄にあります3「住民基本台帳ネットワークシステム事業費」について、全都道府県で負担しておりますシステムの運用経費に係る負担金の額の確定等による執行残に伴うものであります。

次に、その下の(事項)市町村振興宝くじ事業費の1億375万8,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして販売されたサマージャンボ宝くじなどの収益金等の配分額が確定したことに伴い、宮崎県市町村振興協会への交付金が減額となったものであります。

次に、表の下から2段目の(事項)県議会議員補欠選挙執行費の2,676万7,000円の減額であります。これは、昨年9月に執行いたしました県議会議員補欠選挙における実際の候補者数等に基づく公費負担の減額等によるものであります。

最後に、一番下の(事項)参議院議員選挙執行費の6,242万2,000円の減額であります。これは、昨年7月に執行いたしました参議院議員選挙における実際の候補者数等に基づく公費負担の減額等によるものであります。

○後藤総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の35ページを御覧ください。

総務事務センターの2月補正額は、1億4,257万1,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、7億842万9,000円となりま

す。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

まず、上から1段目の(事項)職員費、1億3,079万8,000円の減額であります。これは、令和7年4月1日の組織改正により、当課で予算措置した職員数が減少したことに伴う人件費の執行残であります。

続きまして、上から4段目の(事項)健康管理費、800万3,000円の減額であります。これは、説明欄の2「職員のからだの健康に関する事業」における定期健康診断に係る経費等の執行残、及びその下の3「メンタルヘルス対策強化事業」における、こころの健康相談専門員の任用経費等の執行残であります。

○中尾危機管理局长 危機管理課の2月補正予算について説明いたします。

37ページを御覧ください。

当課の2月補正額は、左から3列目、1億9,543万円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、18億700万円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

上から3段目の(事項)防災対策費は、2億2,204万4,000円の増額であります。

主な内容であります。

右の説明欄3の「災害支援物資拠点施設整備事業」は、屋根つき荷さばき場工事において、入札残が生じたため、減額するものであります。

次に、5の「南海トラフ巨大地震等被害想定更新事業」は、宮崎県地震・津波被害想定更新業務及び減災計画改定支援業務において、執行残が生じたため、減額するものであります。

7の新規事業「災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業」、8の新規事業「避難所生活環境改善事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、上から5段目の(事項)火山対策費は、291万5,000円の減額であります。これは、えびの高原周辺の火山ガスの濃度の測定機を、手動測定機から自動測定機に交換した執行残を減額するものであります。

一番下の(事項)災害救助事業費は、4,908万円の減額であります。これは、災害支援物資拠点施設運営委託等に入札残が生じたため、減額するものであります。

39ページを御覧ください。

新規事業「災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業」であります。

補正予算額は2億4,535万9,000円、財源は全額国費(重点支援地方交付金)であります。

事業の目的は、感震ブレーカーや家具・家電転倒防止器具など、災害発生時に自分の命を守る自助の備えに必要な物資等の購入費用の一部を支援し、物価高騰下における一般家庭の負担軽減を図るものであります。

(1)の事業内容としまして、最大で2万世帯を対象に、対象となる防災用品を購入した際に定額1万円の支援金を支給するものであります。

対象用品は、①にありますとおり、感震ブレーカー、非常用電源、家具・家電転倒防止器具、ガラス飛散防止フィルムとしております。

②の支援要件であります。単独または複数アイテムの組合せで1万円を超えるものであること、かつ、購入場所は県内販売店に限り、ネットでの購入は対象外としております。また、感震ブレーカーが作動すると通電が一斉に遮断

されることから、安全が確認され電気が復旧するまでの電源対策として、感震ブレーカーを購入することを条件に、非常用電源も対象とするものであります。

(2)の事業の仕組みであります。事業は民間への委託とし、マイナカードを活用し、マイナポータルを經由してポイント付与することとしております。

(3)の成果指標としましては、毎年実施している県民アンケートの「災害に対する備えをしている人の割合」を、現状の58%から85%に向上させることとしております。

続いて、40ページを御覧ください。

新規事業「避難所生活環境改善事業」であります。

補正予算額は7,775万7,000円、財源は国庫、県債及び一般財源であります。

事業の目的は、指定避難所となる県有施設の避難生活に必要な資機材を整備することで、災害時における避難者の避難所生活環境の改善を図り、災害関連死のリスクを減らすものであります。

事業の概要であります。

事業内容は、断水時においても水を浄化して、繰り返し多くの避難者が利用可能な水循環式のシャワー6台と、シャワー機材の電源としての充電式非常用発電機6台を整備するものであります。

避難所の運営は、本来、市町村の役割ですが、避難所に指定されている県有施設は、広域的な利用が想定されることから、施設管理者として、これまで簡易トイレやマンホールトイレなどのトイレ環境の整備のほか、プライベートテントやエアーマット、備蓄毛布やスポットクーラーなどの資機材を整備してきており、

今回新たに断水時にも対応可能な入浴環境を確保するために必要な資機材を整備することとしております。

(3)の成果指標であります。指定避難所となる県有施設42か所のうち、特に広域的な利用が想定される6施設に資機材を整備することにより、断水時の入浴等生活用水対策済みの施設割合を現状の0%から令和8年度には14.3%にするものであります。

○羽田消防保安課長 消防保安課の補正予算について御説明します。

41ページを御覧ください。

消防保安課の2月補正額は、1億7,146万4,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、41億8,906万8,000円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

42ページを御覧ください。

1段目の(事項)防災行政無線管理費は、1億3,508万3,000円の減額であります。

右の説明欄、4の「地域衛星通信ネットワークシステム整備事業」、5の「ヘリコプターテレビ受信設備整備事業」は、令和6～7年度の2か年度行う債務負担行為契約で、契約額が確定したため、減額するものであります。

次に、上から6段目の(事項)消防学校費は、2,917万円の減額であります。これは、会計年度任用職員の人件費に執行残が生じたことや、消防学校庁舎整備委託の入札残等により減額するものであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はございませんか。

○今村委員 資料39ページの「災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業」に関して、こ

の対象用品が幾つか挙がっているんですけども、これ以外にも多分いろいろあると思うんですが、ここに絞った理由というのは何かあったりするんでしょうか。

○中尾危機管理局長 今回の対象としましては、南海トラフ巨大地震発生時の死者数、負傷者数を直接減らすための措置としまして、建物の倒壊、家具転倒等による死者や負傷者、通電火災による負傷者、それから、津波の避難におきましても、一部家具転倒、ガラス飛散による逃げ遅れというものがありますので、こういったものを直接減らすための措置として、こういうアイテムを選定したところでございます。

○今村委員 防災バッグとか、携帯用のトイレとか、そういった細々したものとかも、なかなかまだ仕入れてなかったりするんで、そういったところも対象としてあってよかったのかなと思ったところでした。この成果指標の58.1%というのは、今回の対象用品のみに関しての58.1%ということではよかったでしょうか。

○中尾危機管理局長 成果指標としまして、災害に対する備えをしている人の割合ということをおっしゃってありますが、今回、2万世帯に対してこういう支援をすることで、結果として、その目標の85%にもっていくということで設定しているところでございます。

○今村委員 次のページの「避難所生活環境改善事業」についても教えてください。発電機に関してなんですけれども、これは、1か所に対して1台という考えでよかったでしょうか。

○中尾危機管理局長 そのとおりでございます。

○今村委員 あと2つ教えてほしいんですけども、令和8年度の成果指標が14.3%となっていますが、残りのところに関しては、いつぐらいまでをめどに導入するとか、そういったもの

を検討されているのでしょうか。

○中尾危機管理局長 特にいつまでということではありませんけれども、まずは、基本的には、市町村が避難所の環境整備をするというところは、市町村の役割でございます。県有施設につきましては、広く使うという観点から、今回新たに入れるところでございまして、それ以外のところについては、また今後検討してまいりたいと考えております。

○今村委員 あと一つが、この発電機に関しては、どの程度の大きさのもので考えていらっしゃるのでしょうか。

○中尾危機管理局長 発電機に関しましては、2～3日連続の使用が可能なもので考えております。それから、ソーラーパネルでも充電できるという形で、最短で7時間充電すれば使えるような形になりますので、使用しながら同時に充電もできるという製品になっております。

○今村委員 例えば、医療器具とか酸素とか、そういったもので必要な方もいらっしゃるもので、また、容量に関してはいろいろと検討が必要なのかもしれないなとは思ったところでした。

○山内委員 資料39ページの「災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業」なんですが、非常用電源は感震ブレーカーと一緒にということなんですが、外づけの感震ブレーカーで、安いのは3,000～4,000円ぐらいであるのかなと思うんですけども、単純に考えて、多くの人に備えをしてもらいたいと思ったら、例えば、数千円のもので半額助成しますよというほうが、限られた予算の中で、より多くの方に広げること可能なのかなと思いました。例えば、1万円を助成するとしていますが、4,000円の感震ブレーカーをつけて、半額助成なら2,000円で

済むわけだから、その5倍の10万世帯の方に対して感震ブレーカーの一部助成を行う方法もあったと思うんですけども、なぜ抱き合わせで行うことにしたのか、その経緯を教えてください。

○中尾危機管理局長 大きな要因としては、申請を受けてから査定をするという段階で、一部補助となりますと、やはり審査等に多大な時間等もかかりますので、基本的には、1万円という定額で補助する形で、なるべく多くの方に使っていただきたいという思いで、今回設定したところでございます。

○齊藤副委員長 今の関連で、もう一回教えてほしいんですけども、定額1万円の支援金を支給するというのは、県民の方が、実際この対象となっている店舗で購入したときに、自動的に値引きされるという理解でいいんですか。

○中尾危機管理局長 スキームとしましては、実際に県内の店舗で買ったことを証明するため、そのレシートと、実際につけたという写真——家具転倒防止器具であるとか、感震ブレーカー、ガラスの飛散防止フィルムを実際に設置したという写真をもって査定するという形にしております。

○齊藤副委員長 これは、県民に対してはどうやってPRされる予定ですか。

○中尾危機管理局長 CMでありますとか、広告とか、いろんな形を使って、県民に広く周知をしてまいりたいと考えております。

○齊藤副委員長 資料40ページの「避難所生活環境改善事業」で、県有施設避難所の環境整備ということなんですけれども、6か所それぞれの名前を教えてください。

○中尾危機管理局長 具体的にこの箇所というところまではまだ選定しておりませんので、実

際には複数の箇所を、日にちを分けながら使い回していくといったようなことも想定をしているところでございます。15分程度あれば簡単に設営もできますし、自動車で運ぶこともできますので、まずは、要支援者や高齢者の方たちを優先的に、多くの施設で使えるような形で運用していきたいと考えております。

○齊藤副委員長 確認ですけれど、水循環式シャワーと非常用発電機はセットで6か所ですか。

○中尾危機管理局長 はい。セットで6か所ということで考えております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後にお願いします。

○伊東人事課長 私から議案第64号の内容につきまして、常任委員会資料で御説明いたします。資料44ページを御覧ください。

議案第64号「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、令和7年6月定例県議会で可決いただきました職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例におきまして、7つの条例を改正し、本年4月に施行することとしておりましたが、そのうち2つの条例につきまして改正の提案を行うものでございます。

前回の提案の中で、これまで旅費の中で定額支給してきた船員食卓料を国に準じて廃止した上で、今後の食料支給の在り方につきましては、国や現場の実態等を踏まえて引き続き検討を行うこととしておりました。

検討の結果、国における対応や各県の見直し

の状況等を踏まえ、1の改正の理由に記載のとおり、船員の食事に要する費用を新たに旅費として支給することとし、また、船員等に支給される特殊勤務手当の支給の在り方について所要の見直しを行うため、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、2の主な改正の内容についてであります。

①に記載のとおり、旅費の種目に船員食料費を新設するものであります。

具体的な支給額は、表にありますとおり、航海区域の区分に応じて、第1区及び定係港内の場合、日額で1,120円、第2区、第3区及び第4区の場合、日額で1,321円であります。

次に、②についてでございますが、船員等に支給される特殊勤務手当のうち、船舶において漁業取締等を行った場合に支給される漁業取締等手当と、船舶の運航業務等を行った場合に支給される船員作業手当につきまして、同一勤務日にいずれの業務にも従事することが想定されますことから、これらの手当につきまして、同一勤務日における重複支給を可能とするものでございます。

次に、3の改正を要する条例についてありますが、職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例のうち、職員の旅費に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例について改正を行うものでございます。

最後に、4の施行期日についてありますが、公布の日から施行することといたします。

○廣池財産総合管理課長 財産総合管理課から、議案第79号「工事請負契約の変更について」、御説明させていただきます。

資料の45ページを御覧ください。

まず、1の事業概要でございますが、事業内

容は、公用車及び外来車の自走式の立体駐車場を整備するもので、企業局南駐車場の敷地に、5層6段、235台を収容する駐車場を整備するものであります。

2の変更契約の概要であります。

変更前の契約金額14億4,100万円から2,655万3,807円の増額をいたしまして、変更後の契約金額は14億6,755万3,807円となります。

3の変更理由については、2つでございます。

1つ目が、物価や人件費の上昇に対する工事費の全体スライドによる増額分として2,451万8,807円、2つ目は、くい工事の際に発見された支障物の撤去による増額分として203万5,000円、合計で先ほど申し上げた2,655万3,807円となります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案についての質疑はございませんか。

○齊藤副委員長 今回の財産総合管理課のところの公用車147台、外来車88台ということなんですけれども、これは実際5階建てということなんですけど、外来の方が駐車する場所というのは何階部分になるんですか。

○廣池財産総合管理課長 1階と2階が外来の方の駐車場、それから3階から上が公用車の駐車場ということになっております。

○齊藤副委員長 今は、建設前というのは、警備の方がいらっしゃって、紙に判こを押してもらったりやり方だったんですけども、今後はどうなるんですか。

○廣池財産総合管理課長 こちらの立体駐車場につきましては、最初にいわゆる磁気カードを受け取っていただいて、庁内の機械を通していただき、民間のパーキングのような方式を採用することとしております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは次に、報告承認事項についての説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明終了後にお願いいたします。

○池北市町村課長 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、御説明申し上げます。

資料46ページを御覧ください。

資料の右上にありますとおり、「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」として、令和8年1月23日に専決したものであり、議会において議決すべき事件を地方自治法第179条第1項の規定より専決処分したことについて、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

まず、1の補正の理由についてであります。衆議院の解散による衆議院議員総選挙等を執行するための経費を補正するものであります。

次に、2の選挙の概要であります。

(1)の選挙の日程であります。衆議院解散日が令和8年1月23日、選挙の公示日が1月27日、選挙の期日が2月8日の日程で執行いたしました。

(2)の選挙をする人数については、小選挙区が各選挙区1名で計3名、比例代表は九州選挙区で計20名であり、(3)の執行に要する経費については、全額国費であります。

次に、3の補正予算額であります。大きく3つの区分に分かれております。

表の上から2段目の衆議院議員選挙臨時啓発費として201万円、次の衆議院議員選挙執行費として8億5,915万9,000円、下から2段目の最高裁判所裁判官国民審査費として906万8,000円、合計8億7,023万7,000円を計上しております。

それぞれ概要を御説明いたしますと、表の2段目の衆議院議員選挙臨時啓発費につきましては、啓発用資材作成に要する経費等であります。

次に、衆議院議員選挙執行費につきましては、まず、委員会事務費が1,623万3,000円で、内訳は選挙執行に要する人件費などであります。

その下の管理執行経費につきましては、まず、市町村への交付金が5億7,932万2,000円で、内訳は投票所・開票所経費、ポスター掲示場設置費などあります。

次の公営負担金が2億1,944万4,000円で、内訳は、候補者が使用する選挙運動用自動車等に要する経費や、政見放送経費などの選挙公営負担金であります。

次の県経費が4,416万円で、内訳は、選挙公報等の印刷や選挙執行に要する事務費などあります。

最後に、最高裁判所裁判官国民審査費につきましては、審査公報印刷に要する経費などあります。

なお、これ以外に4のその他にありますとおり、投票用紙や選挙運動用資材等の作成など、早期に発注が必要な予算4,608万4,000円を別途予備費で執行しております。

なお、選挙の結果であります。小選挙区では、第1区は渡辺創氏、第2区は長友慎治氏、第3区は古川禎久氏が当選され、投票率は53.37%となったところであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

報告承認事項について、質疑はありませんか。

○齊藤副委員長 衆議院議員選挙執行費8億5,900万円の選挙区ごとの内訳は出ますか。

○池北市町村課長 選挙区ごとの今手元にございませぬ。申し訳ありません。

○齊藤副委員長 それでは、その下の管理費執行経費の市町村交付金5億7,900万円余の投開票経費、ポスター掲示場設置費の内訳は出ますか。

○池北市町村課長 投開票経費につきましては、投票のみで2億484万7,000円、ポスター掲示場設置費が5,887万円でございます。

○佐藤委員長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明終了後をお願いいたします。

○池田財政課長 資料47ページをお願いいたします。

令和7年度第2回県立病院事業点検プロジェクトチーム報告資料でございます。

第1回PT会議につきましては、11月の閉会中常任委員会で報告させていただいたところでありますが、その後、第2回、第3回PT会議を開催いたしましたので、その内容について御報告をいたします。

なお、一般会計からの繰出金を含め、予算案に係る内容につきましては、厚生常任委員会において審議されることとなっております。

48ページ、目次を御覧ください。

資料の全体構成といたしまして、大きくこれまでの経緯、第2回PT関係、第3回PT関係、国への要望状況の順に説明をいたします。

49ページを御覧ください。

これまでの経緯についてまとめたものでございます。

11月4日、第1回PT会議に係る議会報告までの経緯につきましては、既に説明済みのため、割愛をさせていただきます。

昨年12月10日に、第2回PT会議を開催いた

しまして、令和7年度の決算見込み、医療需要の分析等について協議いたしました。

その後、各月時点の患者動向等の経営状況を確認の上、2月6日、第3回PT会議を開催いたしまして、収支計画の見直しや抜本的対策の取組等について協議し、2月26日、その内容について知事に報告したところでございます。

50ページを御覧ください。

ここから、第2回PT会議の具体的な内容等になります。

まず、経営改善に向けた取組状況についてでございます。

令和5年度及び令和6年度の各2月定例県議会におきまして、病院局が議会に対しお示しました経営改善に向けた取組に係る対応状況について、今年度の対応状況の見通しをまとめております。

なお、右上に記載しておりますとおり、白い丸の取組が令和6年度から開始した取組、黒い丸の取組が令和7年度から開始した取組でありまして、大きい黒括弧内の数字につきましては、それぞれ令和5年度または令和6年度の基準年度と目標年度となります令和12年度を比較した取組効果の見込額になります。

まず、①の収益の確保につきまして、1つ目の丸、令和7年度見込額と令和5年度の実績の比較についてでございます。

上の表が入院、下の表が外来についてです。

いずれも患者数は減少、単価は増加、収益としては入院が6.6億円、外来が11.9億円の増となっております。

なお、右に行きまして、令和12年度の目標達成に向けましては、入院ではあと40.7億円、外来では5.6億円さらに伸ばす必要がございます。

2つ目の黒丸、抗がん薬混合調製ロボットに

つきましては、延岡病院では昨年11月から、宮崎病院では先月から稼働しておりまして、増収効果は来年度から現れてくることとなります。

次に、②費用の節減・見直しにつきましては、医薬品等の共同購入や専門家を活用した価格交渉、物流管理業務の活用による診療材料費削減などにより、合計2億8,000万円余の節減が見込まれてございます。

51ページを御覧ください。

各病院の取組についてでございます。主なものを申し上げます。

まず、宮崎病院につきまして、がん医療の高度化による収益向上のため、IMRTによる治療を開始し、4,600万円の増収を見込んでおります。

延岡病院につきましては、ハイブリッド手術室の運用により3億3,000万円の増収、また外来化学療法提供体制の充実により1億800万円の増収と、いずれも目標を上回る増収、令和12年度目標を既に足下で達成することを見込んでおります。

また、日南病院につきましては、病棟再編により1,400万円の人件費の節減を見込んでおり、引き続き、余剰となる職員を退職不補充という形で順次削減していくことで、今後、段階的にその効果が現れてくることとなっています。

また、公立病院等との機能分化につきましては、日南市と2月12日に連携協定を締結し、今後、日南市立中部病院との役割分担の明確化や連携強化について、具体的な議論を本格化していくこととなります。

52ページを御覧ください。

第2回PT会議時点におきます令和7年度決算見込みについて、対前年度で比較したことになります。

純損益は36億9,000万円余の赤字、対前年度17億3,000万円余悪化する見込みでございます。

主な要因といたしまして、入院・外来収益は、患者数の減少を単価の増加で補い、合わせて6億7,000万円余増加しておりますが、給与費や材料費などの費用について、物価高騰や賃金の上昇により、収益の増加を大きく上回って増加していることによるものです。

なお、各病院ごとの決算見込みにつきましては、70ページ以降に参考資料として掲載しておりますので、後ほど御覧いただければ幸いです。

53ページを御覧ください。

こちらは、同じく、令和7年度決算見込み、第2回PT時点における数字について、令和6年度2月定例県議会において、病院局が議会にお示ししました収支計画と比較したものでございます。

純損益は、計画から8億円余悪化する見込みとなっております。

主な要因といたしましては、入院・外来収益について、入院患者数が計画を下回ったことにより3億2,000万円余の悪化、費用については計画を上回る物価高騰や賃金の上昇により7億8,000万円余悪化したことによるものでございます。

54ページを御覧ください。

54～58ページで、5スライドありますけれども、足元の令和8年1月までの入院・外来患者数、単価、稼働病床利用率について、それぞれまとめたものでございます。

グラフの見方といたしまして、赤の実線が令和7年度、青が令和6年度、緑が令和5年度、灰色が参考としてコロナ禍前の令和元年度を表してございます。

また、赤の点線は、令和7年度の収支計画上

の目標ラインを表しています。

まず54ページ、延べ入院患者数でございます。

病院事業全体といたしましては、収支計画を1万9,294人下回っております。

3病院、それぞれ昨年度よりも患者数が減少し、特に宮崎病院につきましては、収支計画の目標を大きく下回っています。

単価増に向けた経営改善の観点からの平均在院日数の短縮による影響はあるものの、後ほど59ページで説明いたしますが、全県的に若年層の医療需要が減少しているとともに、特に宮崎東諸県医療圏について、総合的な医療機能を有する病院が相当数ありますので、医療機能の重複が見られると、病院局としては分析してございます。

次に55ページ、延べ外来患者数でございます。

病院事業全体では、収支計画を7,579人下回っております。

月ごとの増減に波はありますけれども、特に減少の大きかった11月につきましては、前年度比で診療日数が2日間少なかったことも要因との報告を受けておりますので、11月については少し異常値と捉えていただければと思います。

56ページ、1日平均入院単価でございます。

事業全体では、収支計画を3,066円上回っております。

宮崎病院、延岡病院では、平均在院日数の短縮等により目標を上回っている一方で、日南病院については、単価が高い外科等の患者数の減少によりまして、目標を下回っています。

次に57ページ、1日平均の外来単価になります。

全体では、収支計画を2,564円上回っております。

こちらについては、3病院とも高度な外来化

学療法件数の増加によりまして、順調に単価が上昇してきております。

58ページ、稼働病床利用率でございます。

全体では、収支計画を5.8%下回っております。平均在院日数の短縮、患者数の減少により3病院とも目標を下回っています。

59ページを御覧ください。

医療需要等の分析についてでございます。

こちらは、福祉保健部と連携しまして、病院局が県全域のレセプト件数や病床数等について分析した結果でございます。

上の四角囲みリード文に記載のとおり、医療需要につきましては、若年層が減少し、後期高齢者層が増加する一方で、急性期病床が過剰となっている一方、回復期病床については不足している状況でございます。

さらに、県北、県南の医療圏では、延岡病院と日南病院が、それぞれ総合的な急性期医療の大部分を担う一方で、宮崎東諸県医療圏内では医療機能の重複が見られることから、持続可能な地域医療体制を構築するために、宮崎東諸県医療圏でも、急性期の機能分化、一部病院の高齢者救急や回復期等への移行が必要との結論に至っております。

60ページを御覧ください。

これらを踏まえた第2回P T会議における主な評価・指摘事項と病院局の対応方針についてまとめております。

左側オレンジの部分が、P Tの評価・指摘事項、右側の緑がけが病院局の対応方針でございます。

P Tの評価・指摘事項になりますが、まず、令和7年度決算見込みについて、賃金上昇、物価高騰等による費用の増に加えまして、入外患者数の減少により、収支計画よりも収益が悪化

していることを確認いたしました。

そして、特に宮崎病院をはじめとする医療需要の減少を踏まえて、経営改善に向けたさらなる抜本的対策を早急に検討するよう指摘、また、その必要性について指摘・指示をしております。

それに対しまして、病院局からは、患者数の減少等を踏まえた収支計画の見直しを行うとともに、収益確保を含めた抜本的対策を取りまとめ、次回P Tで報告する旨の方針が示されております。

また、宮崎東諸県医療圏をはじめ、各圏域におきまして、次期地域医療構想の策定段階から病院局も議論に参加するとともに、県立病院の役割等を明確化し、特に日南串間医療圏は、公立病院間の役割分担と機能強化等につきまして、より具体的に議論を進めていくとの回答がございました。

61ページを御覧ください。

ここから、第3回P T会議の内容についてでございます。

まず、第3回P Tの段階では、2月補正予算案等を反映させた令和7年度決算見込みが出てまいりますので、それについて前年度と比較したのようになります。

先ほど6ページで御覧いただいた第2回P T会議時点における決算見込みに、診療報酬改定までの緊急対策として、給与改定や物価高騰の影響を踏まえ、2月補正予算で措置する繰入金や、国経済対策に盛り込まれた国庫補助金を反映したものでございまして、この結果、純損益については、21億6,000万円余の赤字、対前年度2億円余の悪化となる見込みとなっております。

62ページを御覧ください。

こちらについては同じく、第3回P T後、2

月補正予算案等の反映後の決算見込みと収支計画を比較したものであります。

純損益について、対収支計画費で7億2,000万円余増加する見込みとなっております。

63ページを御覧ください。

ここから66ページにかけまして、収支計画の見直しの内容について説明いたします。

まず、1の基本的な考え方といたしまして、収支計画につきましては、国のガイドラインに基づいて、毎年度、状況の変化等を踏まえて必要な見直しを行った上で、議会に報告することとなっております。

また、当初目標であります令和12年度の黒字化、一般会計借入金の返済開始を堅持すること、また、現金預金残高のプラス水準を維持すること、これらを大事な点として掲げております。

次に、今回の主な見直し内容になりますけれども、入院患者数、診療報酬改定率等の最新動向や繰入金に係る2月補正予算案、また令和8年度当初予算案を反映させるとともに、詳細については後ほど説明いたしますが、④の経営改善のための抜本的対策や、⑥の財務基盤の強化のための病院事業債の借入額35億円を反映したものとなっております。

64ページを御覧ください。

第2回PT会議における我々からの指摘を踏まえて、病院局において新たに検討いたしました抜本的対策の実施による収支改善効果等についてでございます。

ここに赤字で記載しております効果額は、令和7年度と比較した令和12年度における改善効果額となっております。総額6.6億円を見込んでございます。

主な内容として、まず宮崎病院におきまして、1病棟の削減及び精神科病棟の見直しを行うこ

とで、病床を50床程度削減するとともに、IMRT導入やダ・ヴィンチの機能強化が完了しましたことから、がんセンターを標榜し、PRしていくことで、集患対策を強化する方針としております。

また、稼働率等を踏まえまして、延岡病院では15床、日南病院では、さきの52床削減に加えてさらに18床の病床を削減しまして、これらの取組全体で計4.1億円の収支改善を図ることとしております。

続いて、3病院共通の取組といたしまして、生成AI等の導入などのDXを推進することで、時間外勤務を削減するほか、看護職員処遇改善評価料を活用した処遇改善の廃止、材料等調達における地域連携の推進などにより、費用の節減を図ります。

また、有料個室等の値上げ、延岡市、日南市の医師公舎跡地等の未活用資産の売却により収益を確保し、これらを合わせて計2.5億円の収支改善を図ってまいります。

あわせて、一番下、財務基盤を強化するために、病院事業債（経営改善推進事業）による資金調達を行ってまいります。

この病院事業債は、厳しい経営環境に直面する公立病院の資金繰りを支援するために、政府において今年度新たに創設された地方債になりまして、令和8年度に11億円、令和9年度に24億円、合計35億円を発行し、一定の現金預金残高、いわゆるキャッシュを確保してまいります。

なお、この新たな地方債につきましては、全国知事会地方税財政常任委員長である本県知事が、令和6年度に国へたび重なる提案を行ってきた結果、今年度、国において創設されたものです。

次に、65ページを御覧ください。

こちらは、令和6年度2月定例県議会で病院局がお示した計画でありまして、もともと数億円の現金預金残高をしっかりと維持しながら、令和12年度には黒字化し、借入金の返済を開始する計画となっております。

66ページを御覧ください。

こちらが、先ほど御説明いたしました各種指標また抜本的対策等を盛り込んだ新たな収支計画案でございます。

表の一番上、令和12年度のところを赤枠で囲んでおりますが、純損益について抜本的対策の効果発現等により、令和12年度の黒字化、また一般会計からの借入金の返済開始を維持し、しっかりとやっていく計画でございます。

また、表の下段、令和9～12年度にかけて資金不足比率という欄になりますけれども、令和9～12年度にかけて資金不足額が発生する見込みとなっておりますが、病院事業債による資金調達等により、表の中段にありますとおり、現金預金残高は見直し前を上回る額を確保する見込みとなっております。

67ページを御覧ください。

第3回PT会議におけるPTの評価・指摘事項と病院局の対応方針でございます。

まず、PTの評価・指摘事項でありまして、収支計画につきましては、患者数をより現実的な見込みといたしまして、抜本的対策もしっかりと織り込んだ見直しになっているものと考えております。

その上で、宮崎病院等での新たな病棟削減による人件費等の削減を着実に進めるとともに、あらゆる集患対策を実施し、患者数の確保に努めていただくこと、また、日南病院につきましては、市立中部病院との連携協定を踏まえ、本格的な議論を着実に実施し、さらに串間市民病

院につきましても、今後、機能分化等を検討するべきではないかと指摘したところでございます。

病院局からは、抜本的対策を確実に進め、看護師配置等の適正化を通じた総人件費の抑制を図っていくこと、また、総合病院の特色を生かした高度医療を積極的に對外発信していくことで、入外患者数の確保に努めていくこと、また、日南市内の公立病院について、令和8年度早期にあり方検討委員会を開催し、次期地域医療構想を踏まえた役割分担等の具体的な議論をしっかりと始め、令和8年度中に方向性を定めるとともに、串間市民病院との機能分化等の検討についても今後進めていくとの回答がございました。

これら第2回、第3回PT会議の結果について、総論といたしまして、下の囲みのおり、知事から指摘事項といたしまして、新たな収支計画においても今後の見通しは厳しい状況であることから、まず経営改善の取組を確実に実施し、収支計画に沿った適確な経営を行っていくべきこと、また、次期地域医療構想の策定に当たっては、福祉保健部においても、圏域ごとに各医療機関の機能分化等の在り方について方針をしっかりと示していくこと、県立病院としても、地域の中核病院としての医療提供体制と経営安定のための方策について、不断の検討実施を行うよう指示があったところでございます。

次に、68ページを御覧ください。

最後に、御参考といたしまして、国への要望状況、またそれに対する国の対応状況について、2ページでまとめているものであります。

これまで国に対しまして、事務方はもちろん知事によるトップレベルでも、経営状況の厳しい公立病院に対する地方財政措置の拡充等を切

実に求めてまいりました。

その結果、国補正による支援や診療報酬の大幅な改定、地方財政措置の拡充が実現したところでございます。

まず、1、これまでの要望の経緯でありますけれども、11月の閉会中常任委員会で報告させていただいた9月までの要望に加えまして、国の補正予算や当初予算に係る編成作業が佳境を迎える11月から12月にかけて、知事が全国知事会地方税財政常任委員長として、政府・与党に対しまして、緊急的財政支援及び公立病院の経営安定化支援を要請いたしました。

69ページを御覧ください。

これら1年の動きを受けて、国といたしまして、まず国の令和7年度補正予算において、医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援、病床数の適正化に対する支援など、総額1兆円を超える医療・介護等支援パッケージが計上されまして、県立3病院に対しましても、少なくとも6億円余が措置される見込みとなっております。

また、重点支援地方交付金につきまして、引き続き、地方公共団体が運営する公営企業への活用も可能であり、しっかりとそれについても充ててくれという通知等もありまして、本県の令和7年度補正予算案において同交付金を活用し、物価高騰に伴う材料費等の増分といたしまして、繰入金約10.3億円を措置しております。

また、令和8年度政府予算案における診療報酬の改定といたしまして、令和8年度及び令和9年度の2か年平均で3.09%の増額を行う考えが示されております。

さらに、地方交付税措置の拡充といたしましても、救急告示病院・小児医療、周産期医療の1床当たりの単価引上げでありますとか、不採

算地域における医療提供体制の確保に係る特別交付税措置の拡充などが図られたところでございます。

PTの報告としては以上となりますが、引き続き病院局の経営状況、経営改善に向けた取組の把握をしっかりと努めてまいりまして、あらゆる機会を通じて国への要望等についても粘り強く行っていくことで、病院局が高度で良質な医療を安定的・継続的に提供できるよう支援してまいりたいと思っております。

○中尾危機管理局长 資料の75ページを御覧ください。

沖縄県先島諸島からの住民避難に係る受入れ基本要領の策定についてであります。

昨年度から取り組んでおります先島諸島からの住民避難の受入れ検討につきまして、今年度の検討結果がまとまりましたので、これまでの経緯も含めて御説明いたします。

まず、要領策定の経緯ですが、国は沖縄県と連携し、令和4年度から先島諸島の住民避難に係る図上訓練を実施してきましたが、令和6年度からは訓練上の一つの想定として、九州・山口各県を避難先に設定し、各県が受入れに係る検討に取り組むこととなりました。

最終的には、令和8年度末に受入れ基本要領を策定することとしておりまして、昨年度は、避難当初約1か月間に必要となる支援を盛り込んだ初期的な計画の作成を行っており、今年度は、初期的な計画の具体化に加え、要配慮者の避難受入れ、中長期の収容施設の提供、就学再開、就労支援の検討を追加した受入れ基本要領（中間整理版）の策定を求められたところであります。

次に、策定経過についてですが、庁内の関係部局や関係団体等と連携し、昨年7月頃から今

年度の検討を本格化させ、まとまった要領案について今年2月の庁議で決定し、国へ提出したところであります。

要領案につきまして、現在、国との間で記載内容等の調整を行っており、今後、内容が確定した後、3月下旬に公表する予定であります。

76ページを御覧ください。

要領を策定する上での想定避難元等については、本県は宮古島市の住民9,765名を受け入れる想定となっており、地元から飛行機で鹿児島空港へ避難し、貸切りバスで本県入りする想定です。

なお、航空機避難が難しい要配慮者につきましては、船舶で鹿児島港を経由して避難する想定となっております。

また、避難当初約1か月間の避難先として、宮崎市内の宿泊施設を想定しております。

参考として、避難当初約1か月間の受入れフロー図を添付しております。

なお、避難住民の輸送や収容施設、食事の提供など、国民保護の救援に規定する業務につきましては、全額国が負担することとなっております。

77ページを御覧ください。

計画を策定する上で、国から示されている前提事項のうち、主なものを御説明します。

まず、住民避難の可能性が生じてから受入れを行うまでの時間についてですが、本検討においては、事前に行う上での時間的な制約はないという状況設定をしており、避難先となる九州・山口各県には武力攻撃の危険はなく、平時の社会経済活動等が行われているものとしております。

また、国は、国民に対して九州・山口各県の入城の自粛要請を行うので、避難開始までに県

内の宿泊施設は全て空室となっているものとしております。

次に、受入れ時の県の体制ですが、国民保護法及び県国民保護計画の規定に基づき、災害時と同様に知事をトップとする対策本部を設置して対応し、各部局においても部局対策室を組織し、全庁的な体制で受入れを行うこととしております。

78ページを御覧ください。

令和7年度の検討内容ですが、初期的な計画の具体化につきましては、危機管理局において、避難住民の輸送、食事や生活必需品の提供の具体化などに取り組みました。

また、要配慮者の受入れ調整については、福祉保健部において要配慮者の受入れ調整等の整理やモデルケースごとの受入れ手順の整理などに取り組んだところであります。

中長期の収容施設の提供については、県土整備部において、民間賃貸を含む住宅を供給する上で必要となります手続や、関係者間の役割を整理したフローの作成などに取り組んだところであります。

就学再開につきましては、教育委員会において、児童生徒の受入れに係る手続の整理や、受入れに当たって配慮すべき事項の検討などに、就労支援につきましては、商工観光労働部において、国が設ける総合的な労働相談窓口設置への協力体制や、県が行っている就労支援策の活用検討などに取り組んだところであります。

79ページを御覧ください。

検討から見えてきた主な課題です。

まず、初期的な計画の具体化についてです。

この取組では、住民避難の開始に先立ち、国から国民に対して九州・山口各県への入城の自粛要請を発出する想定ではありますが、それによ

って生じる宿泊施設のキャンセル等への補償などの考え方が国から示されていないため、今後、国と議論していく必要があると考えております。

次に、要配慮者の受入れ調整についてです。

県内の医療体制に余力がない中で、搬送に対応する医療従事者、付添い人員及び搬送手段の不足が想定されること、また、現行制度では、国民保護がDMA T等の派遣の対象外であることから、九州・山口各県以外の地域からの応援について、今後、国と議論していく必要があると考えております。

次に、中長期の収容施設の提供についてです。

避難住民の入居調整等について、外部委託により実施することを想定しておりますが、関係団体の協力が必須であることや、当該団体において十分な人員が確保できないなどの現状があることから、全国組織への国からの協力要請や全国的な支援の調整等を検討の対象とするよう国と議論していく必要があると考えております。

次に、就学再開についてであります。

学習進度の差異や児童生徒の心のケア等の課題があり、対応策について検討が必要ですが、対応する教職員等の人員の不足が予想されるため、応援職員の派遣等も含めた支援体制の在り方について、今後、国と議論していく必要があると考えております。

最後に、就労支援についてであります。

就労支援においては、総合的な労働相談窓口を設置する想定としており、その運営主体は厚生労働省宮崎労働局となりますが、受入れ人数が多く、避難住民を把握するための効率的な手段が必要となるため、県からの情報提供の方法や情報提供の範囲を検討していく必要があると考えております。

来年度も、今後国から示される検討項目内容

に基づき、検討を進めてまいります。

続きまして、宮崎県国民保護計画の変更について御報告いたします。

なお、別冊の宮崎県国民保護計画全文につきましては、目次に誤植があったことから、修正版を県議会文書共有システムに再度アップロードしております。おわび申し上げます。

資料の80ページを御覧ください。

まず、1の国民保護計画の概要ですが、本計画は、平成16年に制定された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、都道府県に作成が義務づけられているものであります。

具体的には、武力攻撃事態等における国民の保護のための実施体制、住民の避難や救援及び平素からの備えに関する事項等を定めております。

次に、2の計画変更の手続き等ですが、国民保護法の規定では、計画を変更するときは、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議するとともに、県国民保護協議会に諮問することとされています。

また、計画を変更した後は、速やかに議会に報告し、公表しなければならないとされています。

ただし、政令で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議及び県国民保護協議会への諮問は不要となっております。

次に、3の変更の概要であります。

今回の変更は、表に記載のとおり、県の組織変更や関連法令等の改正に伴う用語の修正等であり、軽微な変更を行うものであります。

最後に、5の計画の変更日ですが、令和8年2月26日であります。

続きまして、81ページを御覧ください。

南海トラフ巨大地震等に係る被害想定についてであります。

まず、1の概要ですが、国が昨年3月に南海トラフ巨大地震の被害想定を更新したことを踏まえ、本県においても従来の被害想定を更新したものであります。

次に、2の経過ですが、宮崎県防災会議の地震専門部会において、令和6年7月から議論を重ね、今年2月に最終案として取りまとめました。

具体的には、右の図にありますように、まず被害の前提となる地震動及び津波浸水の予測を行った上で、これらの災害がもたらす人的被害や建物被害等を算定しております。

3の更新のポイントですが、国の算定手法を踏まえ、最新のデータを用いて更新を行っております。

また、これまでの人的被害や建物被害等に加え、今回新たに災害関連死者数についても算定を行いました。

82ページを御覧ください。

4の被害想定見直し結果についてであります。

(1)の概要として、表に被害の種類ごとの数値を記載しております。

中央の赤枠部分が今回の結果であり、左側には過去の想定結果を、一番右には国の想定を記載しております。

まず、人的被害について死者数は約1万1,000人となり、前回の約1万5,000人から減少しております。

これは、令和6年度に行った県民意識調査の結果を基に、津波からの早期避難を行う方の割合が59.3%に向上したことや、津波避難施設の整備が進んだことなどによるものと考えております。

なお、早期避難率については、国が20%として被害を算出していることを踏まえ、県においても同じ条件で算定しますと、死者数は約2万1,000人となります。

また、仮に早期避難率が70%に高まると、約5,400人に減少します。

次の負傷者数ですが、前回と同じ約2万人となります。

その下の建物被害ですが、全壊・焼失棟数は約8万2,000棟となり、前回の約8万棟から増加しております。

これは、建物耐震化が進んだものの、建物棟数が増加したことにより、被害が増えたものと考えております。

その下の避難者数ですが、国の手法に倣い、算定方法を見直した結果、避難者数は約43万4,000人となり、前回に比べ6万人以上増加しております。

また、今回初めて算定する災害関連死者数ですが、過去の災害事例を参考に、避難者数に一定割合を乗じて算出しており、約1,700人から3,500人と想定しております。

以下、ライフライン被害については、表に記載のとおりです。

全体として、死者数やライフライン被害は前回よりやや減少する想定となるものの、依然として甚大な被害が想定されることに変わりはなく、引き続きハード・ソフト両面において、減災への取組を進めていく必要があります。

83ページを御覧ください。

(2)の人的被害として、今御説明した死者数を市町村別及び原因別にまとめ、それぞれ前回との比較を記載しております。

前回より増えた箇所は青字、減った箇所は赤字で表記しております。

まず、死因別で見ますと、一番下の合計の行にありますように、左から2番目の建物倒壊による死者が2,600人、左から4番目の津波による死者が8,400人となっており、この2つが全体の大半を占めております。

このことから、人的被害を減らすには、特に津波による死者数を減らすことが重要であり、早期避難の呼びかけや避難場所の確保、避難経路の整備等の対策が必要と考えております。

次に、市町村別で見ますと、一番右の列にありますように、最も多いのは上から6番目の日向市の3,000人で、以下、3つ上の延岡市が2,500人、一番上の宮崎市が1,800人などとなっております。

84ページを御覧ください。

(3)の建物被害についても同様に、市町村別の全壊・焼失棟数を原因ごとにまとめ、それぞれ前回との比較を記載しております。

まず、原因別で見ますと、一番下の合計の行にありますように、左から3番目の揺れによる全壊が4万棟、2つ右の津波による全壊が3万2,000棟などとなっております。

先ほども御説明しましたとおり、全体の建物棟数は増えておりますが、建物の耐震化が進んだことにより、揺れによる被害は前回より減少しているところであります。

また、市町村別に見ますと、最も多いのが一番上の宮崎市の2万3,000棟で、以下、2つ下の延岡市が1万9,000棟、3つ下の日向市が1万3,000棟などとなっております。

最後に、85ページを御覧ください。

(4)の人的被害の減災効果についてです。

ここでは、今後、早期避難率や建物の耐震化率が向上した場合、どれだけ人的被害の低減が見込まれるかを示しております。

まず、左側の棒グラフでございます。

現在の人的被害につきましては、早期避難率は59.3%、耐震化率は84%として算定しており、グラフの真ん中、ケースBで示しております。

仮に早期避難率を70%、耐震化率を90%に向上させると、人的被害は右隣のケースC、約4分の1の3,000人まで減少すると見込んでおります。

同様に右側のグラフでは、早期避難率を70%、耐震化率を100%に向上させた場合について試算しております。

この場合、人的被害は約8分の1の1,500人まで減少すると見込んでおります。

続きまして、86ページを御覧ください。

第3期宮崎県地震・津波減災計画についてであります。

この計画は、第1章の1、計画策定の趣旨にありますとおり、ただいま御説明しました被害想定を踏まえ、県として今後取り組むべきハード・ソフト両面における総合的な減災対策を取りまとめたものであり、これまでの「新・宮崎県地震減災計画」を改定したものであります。

本計画で想定している地震は、第2章にありますように、南海トラフ巨大地震、日向灘地震、えびの・小林地震としております。

第3章の目標達成のための取組ですが、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえ、1の計画の基本的な考え方にありますように、計画期間は10年間とし、5年後に中間見直しを実施します。

また、2の減災目標ですが、今後10年間で人的被害をおおむね8割、建物被害をおおむね5割、それぞれ減少させることを目指してまいります。

3の計画の骨子につきましては、能登半島地

震などでの課題を踏まえ、前の計画の骨子を再編し、新たに（５）の被災者支援、災害関連死対策を設けるなど、全6項目としております。

具体的な取組は、次の第4章で御説明します。87ページを御覧ください。

まず、1の県民防災力の向上ですが、啓発イベント等を通じた県民の防災意識の啓発や自主防災活動の充実、高校生などを対象とした学校における防災教育の推進をはじめ、企業防災や住宅の耐震化など、自助・共助の取組を進めてまいります。

次に、2の災害に強い県土づくりですが、高規格道路の整備や土砂災害対策、上下水道施設の耐震化や通信手段の確保などのライフライン対策をはじめ、道路、河川、港湾施設や農業施設などの耐震化を推進します。

また、孤立集落対策など、地域の様々な課題についても対策に取り組みます。

88ページを御覧ください。

3の津波対策の推進になります。

津波タワーや避難場所、避難経路の整備に対する支援をはじめ、訓練等を通じた避難に関する普及・啓発、南海トラフ地震臨時情報の周知といったソフト対策に加え、堤防の耐震化や水門・樋門の無動力化等のハード整備も進めてまいります。

次に、4の被災者の救助・救命対策であります。

防災救急へりを活用した救助・消火活動等を迅速に行うため、訓練や会議等を通じた関係機関との連携強化を図るとともに、DMATの円滑な運用や災害拠点病院の機能強化、地域の医療提供体制の維持など、災害時の医療体制強化に必要な取組を進めます。

89ページを御覧ください。

5の被災者支援、災害関連死対策であります。

訓練等を通じた保健医療福祉調整本部の体制充実や、市町村等が行う避難所における資機材整備への支援、支援学校における避難訓練や個別避難計画に関する研修会の実施、物資拠点施設を活用した備蓄の促進や訓練の実施など、被災者支援の取組を進めてまいります。

最後に、6の県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立であります。

デジタル技術を活用した情報収集や分析を促進し、県の防災体制を充実するほか、研修等を通じた市町村職員の災害対応能力の向上、国や指定公共機関などと連携した訓練の実施、災害時応援協定の締結による企業等との連携を推進するとともに、県域を超えた応援・受援体制の強化など、広域連携体制の確立に努めます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○河野委員 病院・医療について質問させていただきます。

資料67ページの日南串間の医療のところなんですけれども、先月だったと思いますが、日南市の中部病院と協定を結ばれて、それは中部病院の位置関係もあって、移転も含めてということだったと思います。串間市の市民病院は、今、皆さん御存じのように、特にこの1年で大きく状況も変わりまして、割と待ったなしの状況になってまして、日南市と串間市民病院も含めて、機能分化、連携も強化していくという、前向きな話になってきていると思うんですけれども、日南市、串間市の人口を考えたときに、そもそも公立病院が3つ、機能分化をすとはいっても成立するという想定でいるのか、まず教えてください。

○池田財政課長 成立するかどうかについては、また福祉保健部を含めて、地域医療構想全体の中で議論されていく話だと思いますので、私から御説明できることはありませんけれども、ただ、現実問題として、委員が御指摘のとおり人口が減っている中で、医療需要が減っている中で、この3病院がしっかりと供給体制をキープし続けるというのは、なかなか厳しい現状があります。今まさに足元で、県立日南病院、中部病院、串間市民病院で起きている状況が、まさにそれが現れた結果だと思っておりますので、少なくとも病院PTとしては、県立日南病院を中心にどうしていくかという視点で見ているにすぎませんが、御指摘の点は、まさに今後3公立病院を中心に議論されていく、また福祉施策としても議論されていくべき話だと思っております。

○河野委員 現実的に話を進めていってほしいなと思う中で、今、中部病院と県立日南病院が先に議論をすることになって、今後、串間市民病院も含めてということなんですけれども、流れとしては、中部病院と県立日南病院との話に一旦めどがついた後に、串間市民病院も含めた話になるのか、同時に話されていくのかというその感覚を教えてください。

○池田財政課長 病院局からは、まず日南市としっかりと協定に基づく協議をこれから具体化していきませんが、具体的に日南市とどういう段取り、ペースで、あるいは誰が入ってというところは想定はありますけれども、これから相談をしながらやっていく段階で、まず日南市とやっていくことを進める段階と聞いております。

その上で、串間市についても、いつまでということは聞いてはいませんが、少なくとも、今度在り方検討会のようなものを県立日南と中部

病院でやっていくことになりますので、その中に串間市、あるいは病院もオブザーバーとして参加しませんかという声かけは行っていくように聞いております。同時並行的に、前向きに串間市も巻き込んでいくことになるかと想定しております。

○河野委員 結局、中部病院と串間市民病院の在り方をどうするかによって、県立日南病院の収支計画というのも大きく変わってくるのではないかと思うので、できればもう早い段階で一体化した議論をお願いしたいなと思っておりますので、またそのあたりをお願いいたします。

○山内委員 資料66ページの収支計画についてなんですけれども、収支が悪化したことによって収支計画を変更しますが、ゴールとしての令和12年度黒字というのは変わりませんというところで、どうやって黒字になっていくのかが不思議でなりません。

ずっとこの計画だけ見ると、一般会計繰入金を増やすことによって表面上黒字化したのかなと思ってしまったんですけども、もう少し詳しく、なぜこの黒字化が可能なのかというところを教えていただきたいなと思ったところです。

○池田財政課長 これにつきましては、当然令和12年度の黒字化、先ほど前提という話で、令和12年度の純損の黒字と返済開始というのが、マストというふうに私からも申し上げましたけれども、そのために計画を帳尻合わせしているわけではないということを説明させていただきたいと思っております。まず、63ページのところを見ていただくのが分かりやすいと思っておりますので、63ページの2の主な見直し内容に沿って説明させていただきます。まず①の入外患者数とか単価ですけれども、単価は伸びてますが、結局患者数が減ってますので、ここの要素でさらに費

用が伸びるというのは、これはマイナス要素なので、収支が悪化する要因です。基本的に①は収支悪化要因です。

ただ、②のところで、本県としてもまた全国知事会を使って、あるいは各民間病院のいろいろな団体がありますので、各主体が国に対して厳しい状況を伝え続けた結果、診療報酬改定がこれまで全然上がってこなかったものを、現実を捉えていなかったものを反映してくれる兆しがようやく動き出しましたということ、それはまずプラス要因として収支がよくなる効果をもたらします。それを反映しております。

なので、今までは入院患者を入れれば入れるほど、あるいは外来患者を入れれば入れるほど、費用が大きいせいでなかなか収益に結びつかなかったというトレンドが、入れれば入れるほどもうかるというふうになっていくモードが、少しずつこの計画に織り込まれていったことで、収支改善に向けた動き出しが始まるというのは、まず御理解いただければと思います。

その上で、③のところなんですけれども、まさに御指摘いただいたところと関連しますが、一般会計として当然令和12年度の黒字化をつくるために、何か変なお金を入れてるということは全くございませんで、今回御審議いただく令和7年度2月補正予算案は、令和6年度2月補正予算案と同じく、効率的な経営を行ってもなお生じてしまう財政悪化要因というところは、法の趣旨として一般会計で工面することになっておりますので、それをしっかりと捉まえて、病院の帰責性が著しく少ないと思われる収支計画で厳しく見積もった費用高以上に伸びたところをしっかりと捉まえて、そこに対して重点交付金も活用しながら、あるいは県費も使いながら、一般会計として2月補正予算案を今回

お願いするものになっております。全て理屈があります。

その上で令和8年度当初予算案につきまして、今回、新しい要素として、不採算医療について一般会計として負うべき部分を増やしたというのが実は盛り込まれておまして、それについては病院の努力で、どの医療分野がどれだけ原価コストがかかっているという医療原価計算をやりまして、それはどうにもならないというものが明らかになってきた現状がありますので、それを捉まえて一般会計として負担すべき、政策医療としてやるべき、不採算医療として負うべきというところを的確に当初予算案に盛り込んだ結果、前年度よりは減っているんですが、結構高止まりした数字になっております。

これらはいずれも一般会計からのお金になりますけれども、つじつま合わせとして何かをつくり出したものは何一つありませんので、全て理屈がある数字と御理解いただけたらと思います。

それらをやってもなお赤字が出ます。それだけでは黒字化できませんので、というのがまさに④のところでは。

④のところで、病院局として、これまで令和5年度末の議会、令和6年度末の議会、様々な強力な対策を講じるということを議会にお約束しておりますけれども、それに加えてさらに抜本的対策6.6億円を必死になって病院局として用意する。これらの対応がなされる結果、この収支見通しで令和12年度に何とか黒字になる。そういった形で今回収支計画が提出されておりますので、それがしっかりと機能するように、病院PTとしては引き続き監督・支援していきたいと思っておりますのでございます。

○山内委員 ③、④のところで、一般会計繰入

れとしての部分は、病院として担わなきゃいけない部分を計算した結果という形だったのかなと思うんですけれども、それが令和9年度以降非常に減って行って、担うべき部分が減っていく理由というのを教えてください。

○池田財政課長 様々な要因がありますけれども、大きく捉まえますと、先ほど申し上げた不採算医療というところで今回大きく当初予算案に組み込ませていただいておりますが、それは、結局不採算医療の赤字分をサポートしましょうといった趣旨で今回盛り込んでおります。

それは、逆に言えば病院が黒字化傾向に向かっただけいけばいくほど赤字幅が減っていきます。不採算医療に入ってくる赤字幅が圧縮されていきますので、当然その分、自動的にといたしますか、一般会計の繰出しで不採算に支援するべき額が減っていきます。

なので、こういった減少トレンドを描いていく、それが大きな理由になりますけれども、その他いろいろと病院に対する支援というのは、当然毎年度毎年度見ていくことになりますので、これがきれいにこのようになるかは、またそれは毎年度毎年度になりますけれども、おおむねそういった傾向ということに収支していくのではないかとということで、我々財政当局としても見込んでいるところでございます。

○松本委員 資料63ページのところで、病院事業債の関係なんですけれども、経営改善推進事業ということになっておりますが、様々な取組がされた中で起債するということですので、これは何か対象となるメニューとしてあるのかというような点と、それを踏まえて令和8年度の額が11億円、令和9年度の額が24億円となったところがありましたら、もう少し教えていただけないでしょうか。

○池田財政課長 病院事業債につきましては、仕組みといたしまして、起債対象が、これは資金手当て的なものになりまして、何かハードものを入れるために起債を打つとかいう普通の起債とは少し違ったものになっており、特別な地方債になっております。起債可能になる額のはじき方としまして、条件としては当該年度、または翌年度におきまして、資金不足が生じる年度の資金不足額ということになっておりまして、まさに資金不足の算定は基本、大きく言うと、流動負債から流動資産を引いた額、その他になりますけれども、それが発生することが見込まれる当該年度または翌年度であれば、臨時的・緊急的にキャッシュ面のケアのための起債を充てられることになっております。まさに、ここに出てくる資金不足額を踏まえた借入額になっているところでございます。

○松本委員 それからいたしますと、厳しく計画が立てられたということでありまして、今後さらに想定外の状態になったときに——これは借りられるのが3か年だったでしょうか——そういったものに含めて、どれくらい今回の起債でカバーできるかも踏まえて考えていくのか、そのあたりの考えについて併せてお尋ねします。

○池田財政課長 今回、2か年度分借りることになっておりますけれども、やはり足元が厳しい状態をケアするための資金手当てになっていまして、おおむね令和9年度ごろまで、どうしても電子カルテの更新のために発行した企業債の償還等が重くのしかかる数年間になりますので、それらを乗り越えてしまえば、さらに黒字化も進んでいけば、ある程度資金的な余裕は出てくるものと伺っております。

一般会計に対する50億円の年2億円の返済と、

さらに今回借り入れるこの資金手当てのお金についての返済を合わせても、対応できるものと見込んでいることを、病院局から聴取しているところでございます。

○松本委員 この病院事業債について、返済の計画はどのような形になってくるのか、最後にお聞かせください。

○池田財政課長 借入れ、償還年限が3年据え置き、15年以内償還となっておりますので、計画的に返済していくものと聞いております。

○今村委員 南海トラフ巨大地震等に係る被害想定の見直しについて、今回、災害関連死者数が新たに算出されたということでした。

できれば今、要望として「第3期宮崎県地震・津波減災計画」の減災目標の中に、災害関連死者の減少の部分も入れてもらえればなと思ったところでした。

○中尾危機管理局長 今回、災害関連死者を新たに設けたところでありますけれども、なかなか国のほうでも、過去の災害を基に想定しているところでありますが、具体的な数値の目標というところは、国も立てていないところでありまして、計画の中で災害関連死者の防止策ということで計画を盛り込んでおりますので、そういったものを通じながら、災害の関連死者数を減らしていきたいと考えております。

○河野委員 また病院の件で確認になるんですけども、収支計画で、この収支の部分を出すときは、診療報酬については、現在の率で基本的な長期のものを出しているんでしたよね。

○池田財政課長 お見込みのとおり、2年に1回なので、令和8年度、令和9年度についてはまさに示された数字を置いております。

その後についても、2年ごとに更新されていくことを予期しまして、その見込み方といたし

ましては、政府が統計として出しております将来の試算を使いまして、あまりに楽観的ではないというか、通常想定される率で反映した形で、診療報酬を算定して織り込んでおります。

○中尾危機管理局長 すみません、先ほど災害関連死者の数値ということを申し上げましたけれども、計画の中では、最終的には災害関連死者を含む人的被害を限りなくゼロに近づけるという目標を設定しているところでございます。失礼しました。

○佐藤委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時12分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 初めにお礼を申し上げます。まず、1月13日に開催いたしました第80回国民スポーツ大会の冬季大会の宮崎県選手団結団壮行式、また2月9日に開催いたしました令和7年度宮崎県スポーツ栄誉賞・特別賞並びに宮崎県障がい者スポーツ賞授賞式におきましては、県議会から外山議長に御臨席をいただきました。誠にありがとうございました。

いよいよ来年に迫りました宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けまして、冬季の競技も含めまして、さらなる競技力の向上に取り組んでまいりますとともに、本県ゆかりの選手の功績をたたえ、その活躍を広く県民に届けることで、本県スポーツ全体をさらに盛り上げてまいりたいと

考えております。

また、2月4日に開催いたしました日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の第18回常任委員会におきましても、外山議長に御出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

この常任委員会では、式典の実施計画や国スポ本大会の実施要項総則、障スポ競技別会期など、国スポ・障スポの開・閉会式及び競技会の実施に向けて、重要な多くの議案を御承認いただきました。来年の国スポ・障スポに向けまして、引き続き準備に万全を期してまいります。

それでは、総務政策常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

今回、宮崎国スポ・障スポ局からお願いしております予算議案は、議案第45号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

その下の特別議案であります。新宮崎県体育館建設主体工事に係る工事請負契約の変更についてであります。

最後にその下、その他報告事項であります。県主要施設のスケジュールについて御報告いたします。

それでは、補正予算の概要について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

宮崎国スポ・障スポ局の2月補正予算額は、表の左から3列目の補正額にありますとおり、5億5,193万2,000円の減額をお願いしております。これは、主に執行残による減額補正となっております。これによりまして、2月補正後の最終予算額は、表の右から3列目の補正後の額にありますとおり、115億5,527万4,000円となります。

続きまして、4ページを御覧ください。

繰越明許費補正（追加）でございます。

表にありますとおり、「国民スポーツ大会開催準備事業」6億3,272万8,000円及び「競技用具等整備事業」2,049万3,000円の繰越しをお願いするものであります。

また、その下の繰越明許費補正（変更）では、「県有スポーツ施設整備事業」2,340万円への増額変更をお願いするものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、この後、担当次長等から御説明いたします。

○佐藤委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。委員の質疑は、説明終了後をお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 私から、まず繰越明許費補正について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

上の表が繰越明許費補正（追加）であります。2つの事業の合計で6億5,322万1,000円の繰越しをお願いするものです。

1つ目の「国民スポーツ大会開催準備事業」ですが、これは市町村が行う施設整備への補助事業について、事業主体である市町の事業が繰越しとなることから、令和8年度への繰越しをお願いするものであります。

その下の「競技用具等整備事業」ですが、主にカヌー競技の艇の購入において、海外製で特注品のため、制作や運搬に時間を要するなど、関係機関との調整に日時を要したものであります。

次に、下の表、繰越明許費補正（変更）であります。

これは、11月定例県議会で追加をお願いいたしました「県有スポーツ施設整備事業」について、2,340万円への増額変更をお願いするものです。

これは、体育館整備に伴い整備を進めており

ました交差点の改良工事について、3度にわたり入札公告を出しましたが、参加者が現れないなど、関係機関との調整に日時を要したことにより、令和8年度へ繰越しをお願いするものがあります。

なお、4月に予定しておりますオープニングセレモニー及び供用開始については、予定どおり行うこととしております。

続きまして、5ページを御覧ください。

総務企画課の補正予算についてでございます。

総務企画課の2月補正額は、上の表の目別総括表の左から3列目、補正額の欄であります。2,788万6,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目の欄、5億4,585万8,000円となります。

補正の内容についてです。下の表、事項別一覧表の1行目の(事項)職員費2,288万6,000円の減額ですが、これは令和7年度組織改正に伴うもので、当初予算では新設されました障スポ大会課の分を、総務企画課において計上しておりましたが、今回、それぞれの課で職員費を計上するということになりましたので、総務企画課分としては減額となるものであります。

次に、下の(事項)日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ事業費500万円の減額ですが、これは県実行委員会への負担金について、実行委員会事業であります各種調査経費の執行残等があったものであります。

○橋倉競技・式典課長 常任会資料の6ページを御覧ください。

競技・式典課の補正予算について御説明いたします。

競技・式典課の2月補正額は、上の表、目別総括表の左から3列目、補正額の欄ですが、

7,373万1,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目、補正後の額の欄ですが、1億6,506万3,000円となります。

補正の内容について、下の表、事項別一覧表の左から3列目の(事項)職員費に係るものです。これは、令和7年度組織改正に伴い、職員数が増加したことから、必要な予算を増額するものであります。

○財部施設調整課長 施設調整課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページを御覧ください。

施設調整課の2月補正額は、上の表、目別総括表の左から3列目、補正額の欄であります。6億2,292万4,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目の欄、96億7,433万6,000円となります。

補正の主な内容につきましては、下の表、事項別一覧表の一番上の(事項)職員費2,336万7,000円の増額ですが、これは、令和7年度組織改正に伴い、職員数が増加したことから、必要な予算を増額するものであります。

続きまして、2つ目の(事項)国民スポーツ大会事業費6億4,629万1,000円の減額であります。

まず、説明欄1の「国民スポーツ大会開催準備費」5億139万4,000円の減額であります。これは、主に「市町村施設整備補助事業」において、市町村におけるスケジュールの変更などから補助金の減額を行うものであります。

次に、説明欄2の「県有スポーツ施設整備事業」1億4,489万7,000円の減額であります。これは、主にひなたTENNIS PARK MIYAZAKIの整備において、工事内容の精査を進める中で不要額が発生したことや、イ

ンプレスライド等の額が、精査の結果、小さくなったことなどにより減額するものであります。

○駒路障スポ大会課長 障スポ大会課の補正予算について説明いたします。

常任委員会資料の8ページを御覧ください。

障スポ大会課の2月補正額は、上の表、目別総括表の左から3列目、補正額の欄であります。6,386万9,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目の欄、6,386万9,000円となります。

補正の内容につきましては、下の表、(事項)職員費6,386万9,000円の増額ですが、総務企画課において説明がありましたとおり、令和7年度組織改正に伴い、職員費を新たに計上するものであります。

○横山競技力向上推進課長 競技力向上推進課の補正予算について説明いたします。

常任委員会資料9ページを御覧ください。

競技力向上推進課の2月補正額は、上の表の左から3列目、3,872万2,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目、11億614万8,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

9ページの下を表を御覧ください。

2つ目の(事項)体育大会費ですが、1,000万7,000円の減額をお願いしております。これは、説明欄1の「国民スポーツ大会経費」における国民スポーツ大会への派遣者数が見込みより減少したことに伴い、補助金等を減額するものであります。

3つ目の(事項)競技力向上推進事業ですが、3,825万5,000円の減額をお願いしております。主なものは、説明欄1の(5)「競技力向上推

進員確保事業」でありまして、雇用人数等が見込みを下回ったことにより、補助金を減額するものであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終わりました。予算議案についての質疑はありませんか。

○山内委員 資料9ページについて、「競技力向上推進員確保事業」で見込みを下回ったということでしたけれども、見込みは何人で、結果はどれくらい下回ったのか。また、目標達成にならなかったことによる影響は、どういうものがあるか教えてください。

○横山競技力向上推進課長 見込みにつきましては、45名を見込んでおりました。結果、42人雇用したということでありまして。滋賀大会は目標順位を大きく下回っておりますけれども、競技力向上推進員が二十数名、2年縛りのまだ出場できない選手もおりますけれども、半数が出場しております。コンディション不良とか、非常にレベルの高い試合にも参加しておりますので、そこでけがとかコンディション不良等が重なって、我々が想定していた活躍ができなかったこともあります。

いよいよ喫緊に迫ってきましたので、競技団体と連携を取りながら、まず国スポでのコンディション、目標を整えて、想定どおりの活躍を期待できるように連携を取っていきたいと考えております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、特別議案についての説明を求めます。委員の質疑は、執行部の説明終了後をお願いいたします。

○財部施設調整課長 施設調整課の工事請負契約の変更について御説明いたします。

常任委員会資料の10ページを御覧ください。

1、事業概要につきましては記載のとおりでございます。変更をお願いする工事請負契約は、2の(1)にありますとおり、新宮崎県体育館建設主体工事の工事請負契約であります。

変更内容であります、(2)にありますとおり、契約金額について、変更前の74億3,826万8,418円から、変更後の90億7,319万4,104円へ16億3,492万5,686円の増額であります。

3にありますとおり、変更理由は資材価格の高騰や賃金の上昇等の影響に対応するインフレスライドによるものです。

宮崎県は、賃金等の急激な変動に対応する旨の国からの通達の発出に基づき、インフレスライドを適用できるものとしておりまして、ここ十数年は毎年発出されております。

当該工事におきましても、年度ごとに適正な金額であるかを県が確認を行い、最終的なインフレスライド額を確定しているところでございます。

なお、今回の工事請負契約の変更は、令和7年度当初予算に11月定例県議会の補正額を加えた、これまでに認めいただいた予算の範囲内で行うものでございます。

右の写真は、2月末時点の外観とメインアリーナ内部の状況になります。ほぼ施設は完成しており、3月中旬には引渡しを受ける予定となっております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。委員の質疑は、執行部の説明終了後をお願いいたします。

○財部施設調整課長 県主要施設のスケジュールについて御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。

これまで施設調整課で整備を進めてまいりました4つの施設を記載しております。(1)の「KUROKIRI STADIUM」及び(2)のパーソルアクアパーク宮崎につきましては、記載のとおり、令和6年12月に完成し、令和7年4月に供用を開始しているところでございます。

(3)のアスリートタウン延岡アリーナにつきましては、メインアリーナが今月完成し、4月18日に完成式典を行い、同日に供用開始する予定となっているところでございます。

また、(4)の「ひなたTENNIS PARK MIYAZAKI」につきましては、インドアコート及び管理棟を含む全面が今月完成し、今月21日に完成式典を行い、同日に供用開始する予定です。

「ひなたTENNIS PARK MIYAZAKI」の完成式典に御出席いただく委員におかれましては、休日の御出席となりますが、よろしくお願いいたします。

右の写真は、体育館と庭球場の2月末時点の状況となります。ちなみに体育館は、先ほどの写真を裏側から見た写真になります。現時点で2施設とも近く引渡しを受けることとなっております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは最後に、その他で何かございませんか。

○河野委員 来年の本大会に向けてなんですけれども、基本的なボランティアのスタッフとかは、各団体がスタッフやボランティアなどを集

めていくと聞いているんですけども、時々ほかのいろんな県内の自治体の方、市議会議員とか町議会議員の方と話すと、なかなかボランティアやスタッフ集めに不安があるという話をよく聞くんですけども、そのあたりを教えてください。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 今、ボランティアを私どもも集めていますし、各市町村競技をやりますので、競技の補助員などもそれぞれの市町村なり、競技団体で集めているかと思えます。

私どもは、いわゆる運営のボランティアであったり、障スポ大会で障スポに参加する方たちをサポートするボランティアとか、そういう方たちを今集めています。去年ぐらいから集めていますので、まだまだ確かに委員おっしゃるように、もう少しまだ頑張らないといけないような状況であります。

それぞれの競技団体なり市町村が集めている分については、細かく私どもは把握はしているところではございませんけれども、私たちが競技・式典課のほうで競技運営を担っているということもありますので、その辺りは連携を取りながら、例えば学校に行って、そして学校の部活動、例えば陸上部だったら陸上の競技のサポートをしてもらうとか、我々としても動きながら、本番に向けて確保を進めていきたいと思っております。

その辺りいろいろ情報を集めながら、連携してやりたいと思っています。

○河野委員 どこに相談していいか、競技ごとで集める段階で、本当は地元の担当課だったりすると思うんですけども、実際相談しづらい感じの自治体も多分あるんだと思います。なので、県のほうからも積極的に、先んじてどうで

すかという声かけをしてもらうだけでも、確保しやすくなってくると思うので、またお願いします。

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時37分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

○平山会計管理者 説明に入ります前に、おわびを申し上げます。既に公表しておりますが、1月20日に会計課から総務課を経由して、南那珂農林振興局に送付した、昨年12月分の会計支出証拠書類が所在不明になっております。

既に支払いは完了しておりますが、書類には102人分の氏名や住所、口座番号などの個人情報記載されており、情報漏えいのおそれがあることから、現在も継続して搜索しております。

現時点では、外部への個人情報の流出は確認されておりませんが、県民の皆様には御不安と御心配をおかけしておりますことを、深くおわび申し上げます。

本件に該当する方々には、対面や電話にて事情を説明いたしますとともに、文書での謝罪を行ったところであります。

今後は、このような事態が発生しないよう、適正な文書管理を徹底いたしまして、信頼回復に努めてまいります。

会計管理局の令和7年度2月補正予算について御説明いたします。

委員会資料の4ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄にありますと

おり、総額で7,352万8,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、8億1,749万円となります。

次に、課別の補正額とその主な内容について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

まず、会計課の補正額は、表の左から3列目にありますとおり、6,942万6,000円の減額であり、この結果、表の右から3列目になりますが、補正後の額は、6億7,907万円となります。

6 ページを御覧ください。

補正の主な内容についてですが、一番上の段の(事項)職員費2,144万6,000円の減額については、職員人件費の執行残等によるものであります。

次に、その下の段、(事項)出納事務費4,793万円の減額であります。主な内容としましては、右の説明及び事業名欄の1「出納事務執行に要する経費」に係る指定金融機関に支払う支払事務手数料などの執行残及び、4「e L T A Xを活用した公金収納デジタル化事業」に係るシステム改修費の契約額確定に伴う執行残によるものであります。

7 ページを御覧ください。

続きまして、物品管理調達課でございます。補正額は、表の左から3列目にありますとおり、410万2,000円の減額であり、この結果、表の右から3列目、補正後の額は1億3,842万円となります。

8 ページを御覧ください。

補正の主な内容についてですが、一番上の段の(事項)職員費638万8,000円の増額は、物品調達事務の本庁一元化に伴う職員数の増により、人件費の所要見込み額が増えたことによるもの

であります。

次の段の(事項)物品管理及び調達事務費460万9,000円の減額ですが、これは右の説明及び事業名欄の1「物品管理調達事務費」のうち、会計年度任用職員の任用経費などの執行残によるものであります。

また、一番下の段の(事項)車両管理事務費588万1,000円の減額ですが、これは主に2県有車両の管理に要する経費のうち、公用車の自動車任意保険料の執行残によるものであります。

○日高人事委員会事務局長 令和7年度2月補正予算について御説明いたします。

委員会資料の10ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄でございます。総額で1,397万8,000円の減額をお願いしております。これによりまして、右から3列目、補正後の予算総額は、1億5,491万2,000円となります。

次に補正の主な内容について御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

上から2段目の(目)事務局費1,387万5,000円の減額のうち、1段目の(事項)職員費1,115万2,000円の減額補正であります。これは、人事異動に伴う職員構成の変動等による職員の給料や諸手当、共済費の実績額が当初の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、3段目にあります(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費107万4,000円の減額についてであります。これは、就職説明会や職員採用試験の実施にかかる経費が、当初の見込額を下回ったことによる執行残であります。

○坂元監査事務局長 監査事務局の令和7年度2月補正予算について御説明いたします。

委員会資料の14ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄でございますが、876万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1億8,420万1,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

上から1段目の(目)委員費につきましては、137万1,000円の減額でございます。その内訳ですが、その右横の(事項)委員報酬92万9,000円の減額は、監査委員報酬等の執行残によるものでございます。

その下の(事項)運営費44万2,000円の減額は、主に旅費等の執行残によるものでございます。

次に、上から2段目の(目)事務局費につきましては、738万9,000円の減額でございます。その内訳ですが、その右横の(事項)職員費360万1,000円の減額は、職員の人件費の執行残等によるものでございます。

その下の(事項)運営費378万8,000円の減額は、主に旅費等の事務費の執行残によるものでございます。

○川畑議会事務局長 県議会事務局の令和7年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の18ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄にありますとおり、1億173万9,000円の減額であります。補正後の予算額につきましては、右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり、10億9,460万円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

(目)議会費であります。表の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、8,016万3,000円の減額であります。

主なものとしまして、まず一番上の段の(事項)議員報酬が4,343万7,000円の減額であります。これは、議員の辞職に伴う議員報酬等の執行残によるものであります。

次に、下から2段目の(事項)議会一般運営費が2,991万1,000円の減額であります。これは、政務活動費交付金を含む各種協議会の負担金などの執行残によるものであります。

続きまして、21ページを御覧ください。

(目)事務局費であります。左から2列目の補正額の欄にありますとおり、2,157万6,000円の減額であります。

主なものとしまして、まず一番上の段の(事項)職員費が440万3,000円の減額であります。これは、事務局職員の人件費の執行残等によるものであります。

次に、下から2段目の(事項)議会一般運営費の1,606万円の減額であります。これは、議場照明LED化事業等の執行残によるものであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありますか。

○河野委員 資料の6ページで確認なんですけど、(事項)出納事務費の1と4が両方減額となっていますが、この減額になった要因が何か教えていただけますか。

○中原会計課長 まずは、1の「出納事務執行費に要する経費」でございますが、こちらにつきましては、県の様々な支払いに関しまして、金融機関へお支払いする支払い手数料というのがございます。振込等の支払い手数料と、公金を収納するためにも収納手数料というのがかかりますので、今回、見込額との差を減額させていただくというものでございます。

4の「e L T A Xを活用した公金収納デジタ

ル化事業」でございますが、こちらにつきましては、令和7年と令和8年、2か年にかけて、債務負担行為で事業を展開するものでございます。

今回の減額につきましては、契約額が確定しましたので、予算との差額を今回減額させていただくというものでございます。

○河野委員 要するに、件数が見込みより少なかったということではないでしょうか。

○中原会計課長 e L T A Xの事業に関しましては、これからのシステム改修経費でございます。今後、システムの改修、連携テストを行いまして、今の見込みでは、令和8年の9月から実際システムを使い始めるということでございますので、1件1件の手数料ということではございません。

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、会計管理局、人事委員会事務局、監査事務局、議会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時52分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、9日の月曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後3時53分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 以上で、本日の委員会を散会いたします。

午後3時53分散会

令和8年3月9日(月曜日)

午後1時0分再開

出席委員(7人)

委 員 長	佐 藤 雅 洋
副 委 員 長	齊 藤 了 介
委 員	外 山 衛
委 員	山 内 い っ と く
委 員	河 野 通 博
委 員	今 村 光 雄
委 員	松 本 哲 也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	岩 下 恵 美
政 策 調 査 課 主 査	藤 原 諒 也

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

議案等の採決につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 では、一括採決といたします。

議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第64号、議案第66号、議案第79号、議案第80号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第64号、議案第66号、議案第79号、議案第80号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時1分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 佐 藤 雅 洋